

## 8 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例

### - 目 次 -

|   |         |
|---|---------|
| 集落を基礎とした共同作業の取り組み（北海道美深町吉野）                     | 集落 - 1  |
| 2階建て組織で集落営農を实践（福島県下郷町芦ノ原）                       | 集落 - 3  |
| 定年農業者を活用した集落営農体制づくりを目指して（茨城県笠間市金屋）              | 集落 - 5  |
| 集落営農から始まる「いい里づくり」（栃木県茂木町飯上）                     | 集落 - 7  |
| 集落営農の法人化を目指す（富山県富山市小長谷）                         | 集落 - 9  |
| 法人化とともに高付加価値型農業を目指す胡桃集落（富山県氷見市胡桃）               | 集落 - 11 |
| 大型家族農業による運営で農地を維持管理（石川県津幡町市谷）                   | 集落 - 13 |
| 直播機の共同購入を足がかりに集落営農組織を設立<br>（福井県越前市西谷町農業活性化管理組合） | 集落 - 15 |
| 機械共同利用組合から始まる集落営農体制整備（福井県高浜市鎌倉）                 | 集落 - 17 |
| 耕作困難な農用地の農作業を営農組合が受託（兵庫県神河町福本）                  | 集落 - 19 |
| 特定農業法人を設立し農地の集積を図る（島根県川本町古屋口）                   | 集落 - 21 |
| 集落営農から法人化への取組（岡山県新見市長久）                         | 集落 - 23 |
| 制度を活かし、みんなの参加で担い手組織づくり（山口県美祢市梅香）                | 集落 - 25 |
| 集落の営農継続を目指し、農事組合法人を設立！！（山口県下関市久野）               | 集落 - 27 |
| 明日が見える集落づくりのための集落営農組織を育成（愛媛県東温市須之内）             | 集落 - 29 |
| 集落営農の確立に向けて（佐賀県唐津市広瀬）                           | 集落 - 31 |
| 集落を基礎とした特定農業法人化への取組（大分県豊後高田市近広）                 | 集落 - 33 |
| 集落営農組織を結成し、機械の共同購入の資金に利用（宮崎県高原町花堂）              | 集落 - 35 |
| 地域住民参加型の協定でふるさとの美しい風景を守る（鹿児島県始良町木津志）            | 集落 - 37 |
| 全員参加による集落営農の推進（鹿児島県南大隅町大野、柿迫、長野）                | 集落 - 39 |
| 集落営農を軸とした集落の発展（鹿児島県菱刈町永池）                       | 集落 - 41 |

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落を基礎とした共同作業の取組

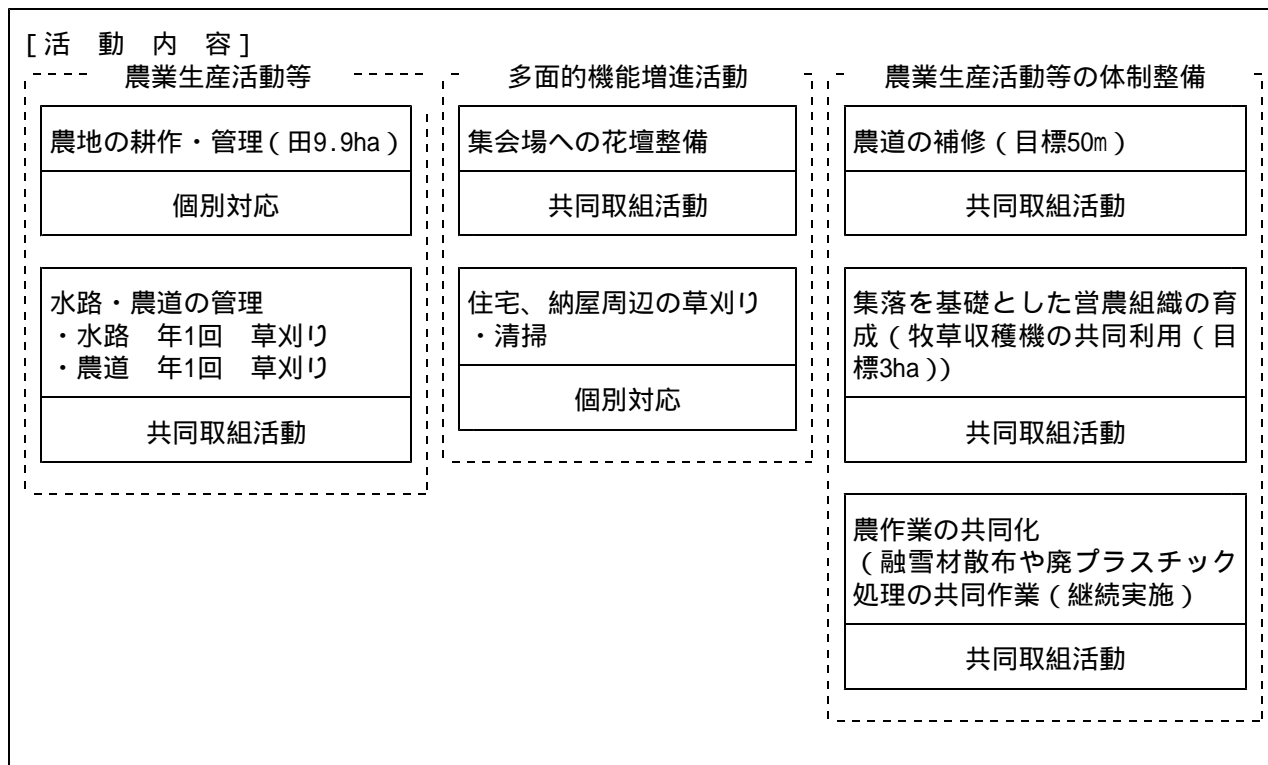
### 1. 集落協定の概要

|                 |   |              |    |           |
|-----------------|---|--------------|----|-----------|
| 市町村・協定名         | 北海道中川郡美深町 <small>なかがわぐんびふかちよう</small> 吉野 <small>よしの</small> |              |    |           |
| 協定面積<br>9.9ha   | 田(100%)<br>水稻・牧草  | 畑            | 草地 | 採草放牧地     |
| 交付金額<br>152.9万円 | 個人配分  |              |    | 50%       |
|                 | 共同取組活動<br>(50%)   | 集落の管理体制に係る報酬 |    | 2%        |
|                 |   | 農業生産活動等      |    | 5%        |
|                 |   | 農業生産活動等の体制整備 |    | 42%       |
| 協定参加者           | 農業者 18人   |              |    | その他<br>1% |

### 2. 集落マスタープランの概要

本集落は、稲作、畑作、野菜、畜産の4形態の農家で構成しており、大規模経営が比較的少ない集落である。農業経営者の高齢化に加え後継者不在の農家も多いことから、農業機械の更新などの新規投資は難しい現状にあり、共同利用による対応のほか集落を基礎とした営農組織の育成が必要である。

このことから、現在取り組まれている融雪材散布や廃プラスチック処理について共同作業の取組を継続して行うとともに、現在農業者個々により行っている基幹的農作業のうち、牧草の収穫作業について共同化を図る。



### 3. 取組の経緯及び内容

本集落では、農業経営者の高齢化に加え後継者不在の農家も多い状況にある。また、各農業者では機械の老朽化が著しく新規投資は難しい状況にある。このことから、共同機械を導入し、共同作業を進めていく中で営農の効率化・低コスト化の取り組みを検討している。平成18年度には、交付金を活用して共同機械（モアコンディショナー）を導入し、共同作業を進めていく中で営農の効率化・低コスト化を図っている。

また、耕作者が高齢化等により農作業を継続できなくなった場合には、吉野地域営農集団が受け手となって利用調整を図ることとしている。

これらの取組により、集落を基礎とした営農組織の育成を図っている。

農用地等保全マップ

農用地等保全マップ〔集落全体〕

| 集落名 | 自治体名 | 地区 | 期数  |
|-----|------|----|-----|
| 吉野  | 吉野町  | 吉野 | 第1期 |
| 吉野  | 吉野町  | 吉野 | 第2期 |

活動目的  
 農用地等保全活動の推進  
 農道の補修  
 営農組織の育成  
 共同機械による共同作業の推進

・農道の補修位置を明示



水路の草刈り



牧草収穫機の共同利用

[平成21年度までの取組目標]

農道の補修（延長50m、幅員3m）

基幹的農作業の1作業以上に係る共同機械を実施  
 （当初0ha、目標3ha（協定農用地面積の30%））

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 2 階建て組織で集落営農を実践！

### 1. 集落協定の概要

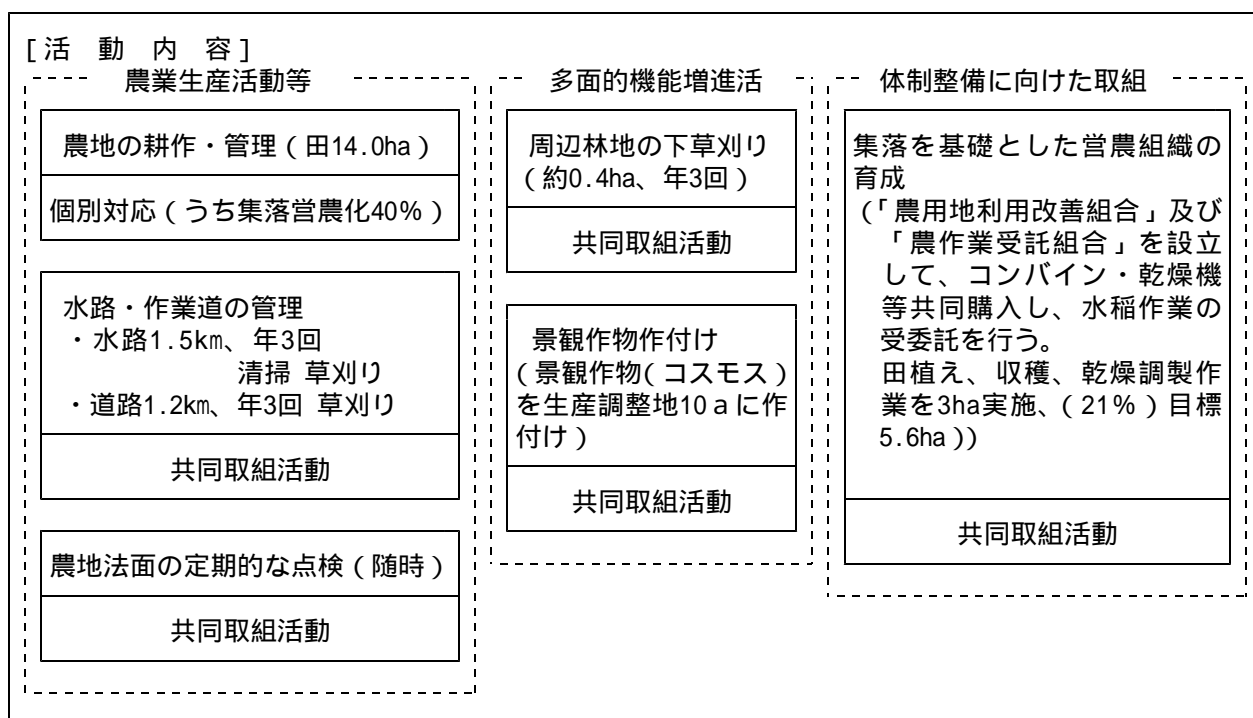
|                 |                 |                           |         |            |
|-----------------|-----------------|---------------------------|---------|------------|
| 市町村・協定名         | 福島県南会津郡下郷町 芦ノ原  |                           |         |            |
| 協定面積<br>14.0 ha | 田 (100%)<br>水稻  | 畑<br>-                    | 草地<br>- | 採草放牧地<br>- |
| 交付金額<br>294 万円  | 個人配分            |                           |         | 50 %       |
|                 | 共同取組活動<br>(50%) | 担当者活動経費                   |         | 3 %        |
|                 |                 | 鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費   |         | 13 %       |
|                 |                 | 体制整備に関する活動経費              |         | 17 %       |
|                 |                 | 農地維持管理及び多面的機能増進活動に関する活動経費 |         | 7 %        |
|                 | 交付金の積立・繰越       |                           | 10 %    |            |
| 協定参加者           | 農業者 47人         |                           |         |            |

### 2. 集落マスタープランの概要

本集落（全61戸）には農家が47戸あるが、そのほとんどが小規模な兼業農家であるため、従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生防止が深刻な問題となっていた。また、山側に広がった農用地と河川沿いの河岸段丘地に集落が位置するため、水田を始め、農用地の保安全管理（多面的機能の発揮）が生命を守ることに直結するものであった。

このため、本制度を今期から活用しながら、集落全体で営農体制を確立しようとする目標を定めた。

具体的には、農地法面・水路・農道等の保安全管理を共同の取り組みとするとともに、農用地の利用調整等を総合的に行う「農用地利用改善組合」を組織する。また、水稻作業のコスト軽減のため受託組織として「農作業受託組合」を組織し、生じた余剰労力を活用しアスパラガスやピーマン等園芸作物の栽培に取り組み収益性向上を図る。



### 3. 取組の経緯及び内容

本集落においても、農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となり、さらに米価の下落は栽培意欲減退に拍車をかけており、強いては農地の荒廃が懸念されていることから協定を締結し、集落営農による農地の保全及び園芸作物等の栽培による地域の活性化を目指すこととした。体制確立のため、「芦ノ原集落営農検討委員会」を結成し、「兼業農家でも可能な集落営農作り」を目指し、集落営農へ向けた丁寧な体制づくりを図った。

営農体制は2階建て方式となっており、営農推進の母体となる「芦ノ原農用地利用改善組合」(農家世帯主47名)において農地の利用調整や農作業受託料の取り決め、その他全体計画を策定する。

また、実践組織となる「芦ノ原農作業受託組合」(構成員16名)において実際の農作業受託や機械管理を行う。当面は作業機械とオペレーターを受託組合が借り上げながら対応することとし、順次コンバイン等を購入するなど体制の整備を図る。

更には、収益性の向上のために取り組む園芸作物等の栽培についても、共同の経営形態を取り入れ、自立的かつ継続的な集落営農体制の確立を目指す。



農用地等保全マップ

河岸段丘に位置する協定農用地の水田は、一区画10a未満、平均勾配は1/9.7の棚田で団地の全容把握が困難であったため、隣接する集落内居住地を含めた保全マップを作成。共同で保全管理する農地法面、水路、農道等の箇所を色分けして整理し、大雨等の災害時には本マップを活用して復旧作業を行う。



営農組織の設置に向けた話し合い



共同機械として購入したコンバイン

#### [平成21年度までの取組目標]

営農組織の育成

集落営農の推進母体を設置(芦ノ原農用地利用改善組合=全農家47戸参加)

水稲作業の受託組織を設置(芦ノ原農作業受託組合=構成員16名)

水稲受託作業の実施(田植え+収穫+乾燥・調製)(当初0ha、目標5.6ha(協定農用地面積の40%))

水路(1.5km)・農道(1.2km)の清掃及び周辺林地の草刈りを0.4ha実施

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 定年農業者を活用した集落営農体制づくりを目指して

### 1. 集落協定の概要

|               |  |          |    |       |
|---------------|--|----------|----|-------|
| 市町村・協定名       | 茨城県笠間市 <small>かさまし</small> 金谷 <small>かなや</small> |          |    |       |
| 協定面積<br>7.3ha | 田(100%)<br>水稻・大豆                                 | 畑        | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>58万円  | 個人配分   |          |    | 37%   |
|               | 共同取組活動<br>(63%)                                  | 道・水路管理費  |    | 30%   |
|               |  | 共同施設整備等費 |    | 30%   |
|               |  | 役員報酬等    |    | 3%    |
| 協定参加者         | 農業者 9人   |          |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落の将来像：担い手と高齢農家等の有機的連携により、集落ぐるみの活動の体制整備を図り、継続的な農業生産を進める。

(2) 5年間での活動目標

- ・共同取組活動により水路管理補修、農道管理及び周辺林地の下草刈りを行う。
- ・ほたるの里づくりにより自然生態系の保全を進めるとともに、学校教育等との連携を図っていく。
- ・定年農業者を活かした継続的な生産体制づくりを進める。

(3) 各年度毎の活動目標

- 1年目：集落の合意形成と年次計画の細部検討
- 2年目：個別農業機械を活かした共同農作業の実践  
ほたるの里づくりを進めるための保全整備
- 3～5年目：高齢農家による農作業協力隊結成に向けた活動実施及び結成  
定年後農業志向者の座談会の開催  
集落営農組織化に向けた準備及び設立

| [活動内容]<br>生産活動等   | 多面的機能増進活動                                      | 農業生産活動の体制整備   |
|---|--|---|
| 農地の耕作・管理(田7.3ha)<br>個別対応  | 周辺林地の下草刈り<br>(約0.3ha、年1回)<br>個別対応              | 機械農作業の共同化<br>(コンバイン等の機械の共同利用を実施、目標5ha)<br>共同取組活動    |
| 水路・作業道の管理<br>・水路0.6km<br>清掃年1回、草刈り年2回<br>・道路0.5km<br>簡易補修年1回、草刈り年2回<br>共同取組活動 | 魚類・昆虫類の保護<br>(ほたるの里づくりによる自然生態の保全を図る)<br>共同取組活動 | 担い手への農作業の委託<br>(集落の認定農業者に転作大豆作業を委託。目標4ha)<br>共同取組活動 |
| 農地法面の定期的な点検<br>(年2回及び随時)<br>共同取組活動  |  | 鳥獣害防止対策<br>(協定農用地への柵、ネット等の設置 約0.2km)<br>共同取組活動      |

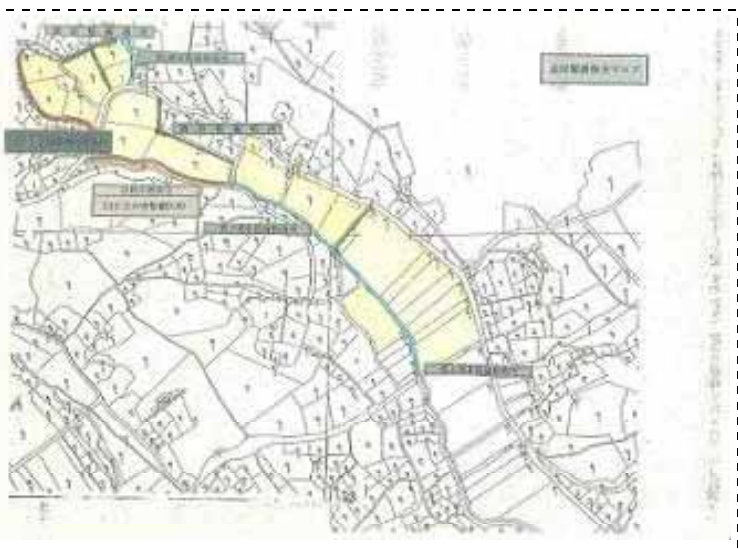
### 3. 取組の経緯及び内容

昭和57年から減反対策として、転作ダイズの共同栽培に取り組んでおり、当制度の導入もスムーズにまとまった。現在も、協定面積(田7.3ha)の半分はブロックローテーションによる転作大豆栽培を行っている。

当制度を活用した取組として、排水路の整備やほたるの里づくり(生態系保全活動)を進めている。また、トラクターやコンバインの共同機械利用や米・大豆の共同作業化を図っている。

今後の活動として、ほたるの里づくりを発展させ、米・大豆のオーナー制も検討し都市との交流を進める。定年後農業志向者の座談会を開催しながら、継続的な集落営農体制づくりを検討していく。

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

・イノシシ防止の柵の設置及び自然生態保全のためのホタルの里整備を行う。

・草刈り、水路管理等は共同で行う。



ほたるの里づくり(保全整備)



水路の共同整備

#### [平成21年度までの取組目標]

機械・農作業の共同化(コンバイン等の機械共同利用を実施、目標5ha)

自然生態系の保全に関する学校教育等との連携(子供会や学校との連携を図りイベントの実施)

定年農業者を活用した集落営農組織の設立(平成21年度に農作業協力隊の結成)

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落営農から始まる「いい里づくり」

### 1. 集落協定の概要

|                 |                                |                 |     |       |
|-----------------|--------------------------------|-----------------|-----|-------|
| 市町村・協定名         | はがくんもてぎまち いいかみ<br>栃木県芳賀郡茂木町 飯上 |                 |     |       |
| 協定面積<br>31.6 ha | 田(100%)<br>水稻                  | 畑               | 草地  | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>253 万円  | 個人配分                           |                 |     | 10%   |
|                 | 共同取組活動<br>(90%)                | 集落営農を推進するための活動費 |     | 18%   |
|                 |                                | 農地・農道・水路維持管理費   |     | 27%   |
|                 |                                | 共同利用機械整備費       |     | 32%   |
|                 | その他事務経費                        |                 | 13% |       |
| 協定参加者           | 農業者 35人                        |                 |     |       |

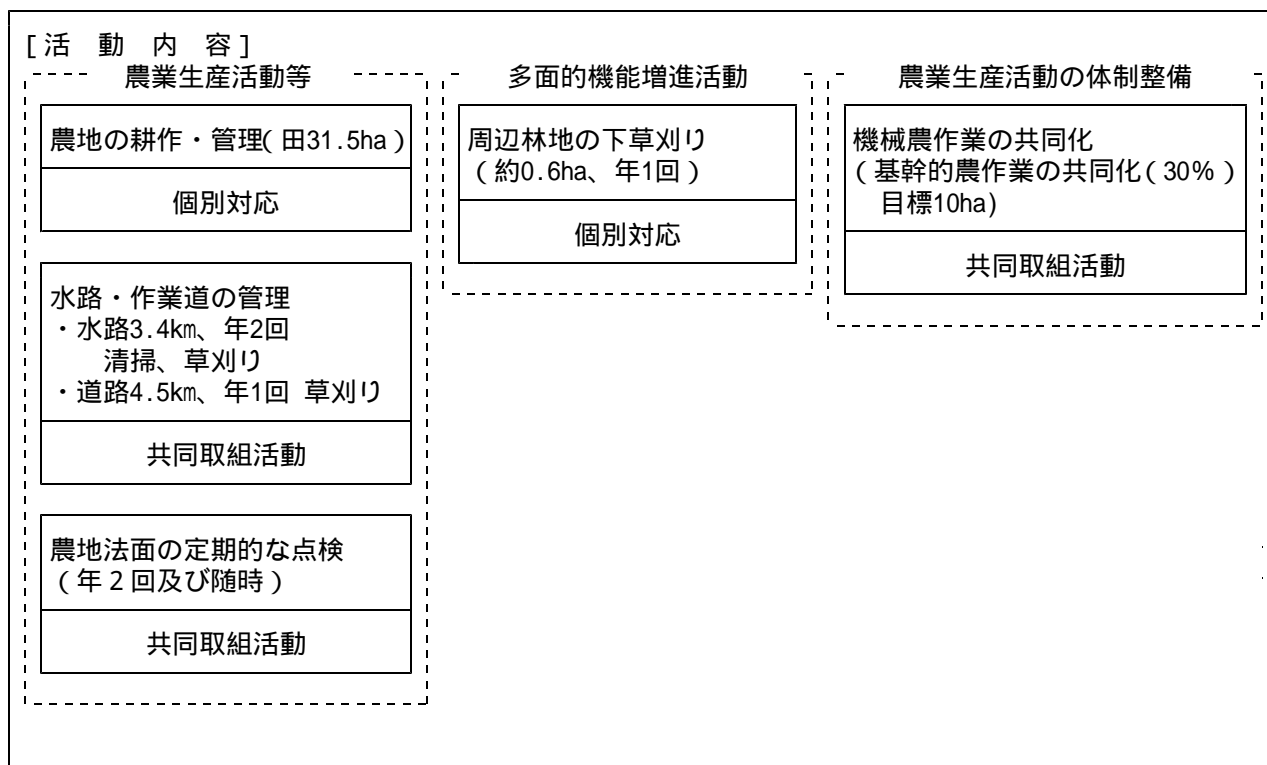
### 2. 集落マスタープランの概要

当集落は、基盤整備が実施され、平成13年度から中山間地域等直接支払制度への取り組みを開始した。しかし、61歳以上が6割を占め、担い手の高齢化、後継者不足により、将来の農業に不安を感じていた。

こうした状況を踏まえ、平成17年度の新対策では、集落営農体制を整備し、機械・農作業の共同化を図り、集落が一体となって営農に取り組んでいくこととした。

また、農道のコンクリート舗装2,000m、水路改修2,000m、農業用貯水池50aを整備し、継続的な農業生産活動を行うこととした。

さらには、加工品づくりや直売所の運営に地域の女性を積極的に参加させることとしている





### 3. 取組の経緯及び内容

当地域は、ほ場整備が実施された地域であるが、営農形態は個別経営がほとんどであった。このため、トラクタやコンバインなどの農業機械への過剰投資が大きな問題となっていた。

平成13年度の協定締結後、水路、農道の草刈り等の共同作業を契機に、農地や機械の利用を相互補完する集落営農への意識が芽生えた。

平成16年度からは集落で20回以上の話し合いを重ね、先進地視察などを経て、平成18年6月下旬に、県内の直接支払実施集落では初となる集落営農組織「いい里営農組合」を設立した。ここでは、組合加入の資格を農家に限定せず、地域に住んでいれば「組合員になれる」と規定した。

さらに、地区内には、平成19年度に直売所とレストランを備えた施設「ミニ道の駅」をオープンする予定で、直売所に出品する加工品製造などは、農家だけでなく、地域の女性も含め地域全体で取り組んでいくこととした

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・ 農道の舗装整備箇所を表示。
- ・ 水路改修を行う箇所を表示。
- ・ 貯水池を整備する箇所を表示。



「いい里営農組合」設立総会

#### [平成21年度までの取組目標]

集落営農組織による基幹的農作業の受託体制整備（目標10ha（協定農用地の30%））  
オペレーターの育成  
共同利用機械の購入

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落営農の法人化を目指す

### 1. 集落協定の概要

|                |                                  |               |    |       |     |
|----------------|----------------------------------|---------------|----|-------|-----|
| 市町村・協定名        | とやましやつおまち おながたに<br>富山県富山市八尾町 小長谷 |               |    |       |     |
| 協定面積<br>37.5ha | 田(100%)<br>水稲                    | 畑             | 草地 | 採草放牧地 |     |
| 交付金額<br>627万円  | 個人配分                             |               |    | 47%   |     |
|                | 共同取組活動<br>(53%)                  | 集落担当者に対する活動経費 |    |       | 2%  |
|                |                                  | 法人化の研修費用      |    |       | 4%  |
|                |                                  | 農道・水路の管理費     |    |       | 8%  |
|                |                                  | 堆きゅう肥の散布      |    |       | 2%  |
|                |                                  | トラクターの購入費     |    |       | 33% |
| その他            |                                  |               | 1% |       |     |
| 協定参加者          | 農業者7人、生産組織1組合                    |               |    |       |     |

### 2. 集落マスタープランの概要

#### (1) 集落における将来像

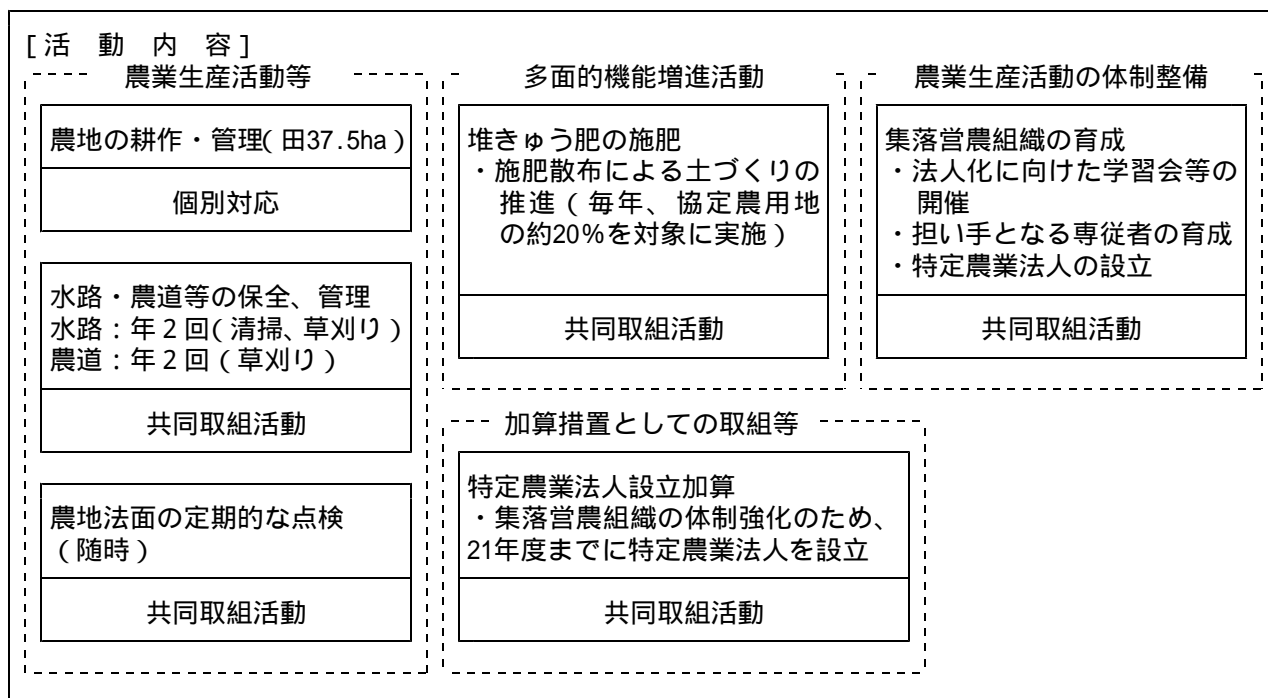
集落全員の合意を図り、小長谷営農組合を特定農業生産法人へと移行する。

集落を上げて農地を守り、楽しく農作業を行い後継者に引き継ぐ。

#### (2) 5年間の活動目標等

特定農業法人化に向け、集落内の合意形成及び学習会等を開催し、平成21年度の法人格の取得を目指す。

集落共同による水路農道管理、堆きゅう肥の計画的な施用を行う。



### 3. 取組の経緯及び内容


#### (1) 取り組みの経緯等

当集落では、農業者の高齢化、後継者不足や米価低迷による農業所得の減少が課題となっているため、小長谷営農組合が中心に現在参加していない農家との合意形成を図り、集落協定を締結している。効率的かつ安定的な農業経営を進めるため、集落内の全農家参加による特定農業法人の設立を目標としている。

#### (2) 特徴的な活動内容等

小長谷営農組合は、構成農家44戸、経営耕地33haで水稻を中心としている。集落内だけでなく、集落外の農作業を受託している。現在、法人化に向け、農協等が開催する学習会に積極的に参加しており、21年度には集落内の全農家参加による特定農業法人を設立し、集落全員で農地を守っていききたい。

また、本制度を活用して、堆肥の計画的な散布や集落内の用水路の補修作業等を行っている。堆肥については、協定農用地の約20%を対象に毎年、散布しており、土づくりと久婦須川の清流によるおいしい米づくりを目指している。



#### 農用地等保全マップ

【マップの解説】

- 交付対象農用地
- 用水路の補修が必要な箇所



[平成21年度までの取組目標]

集落全体で農地の維持・管理を行う集団的保全管理体制の確立

- ・ 小長谷営農組合を特定農業法人化(21年度目標)
- 土づくりと久婦須川の清流により、おいしい米づくりを目指す
- ・ 毎年、協定農用地の約20%を対象に、計画的な堆肥の施肥を実施

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

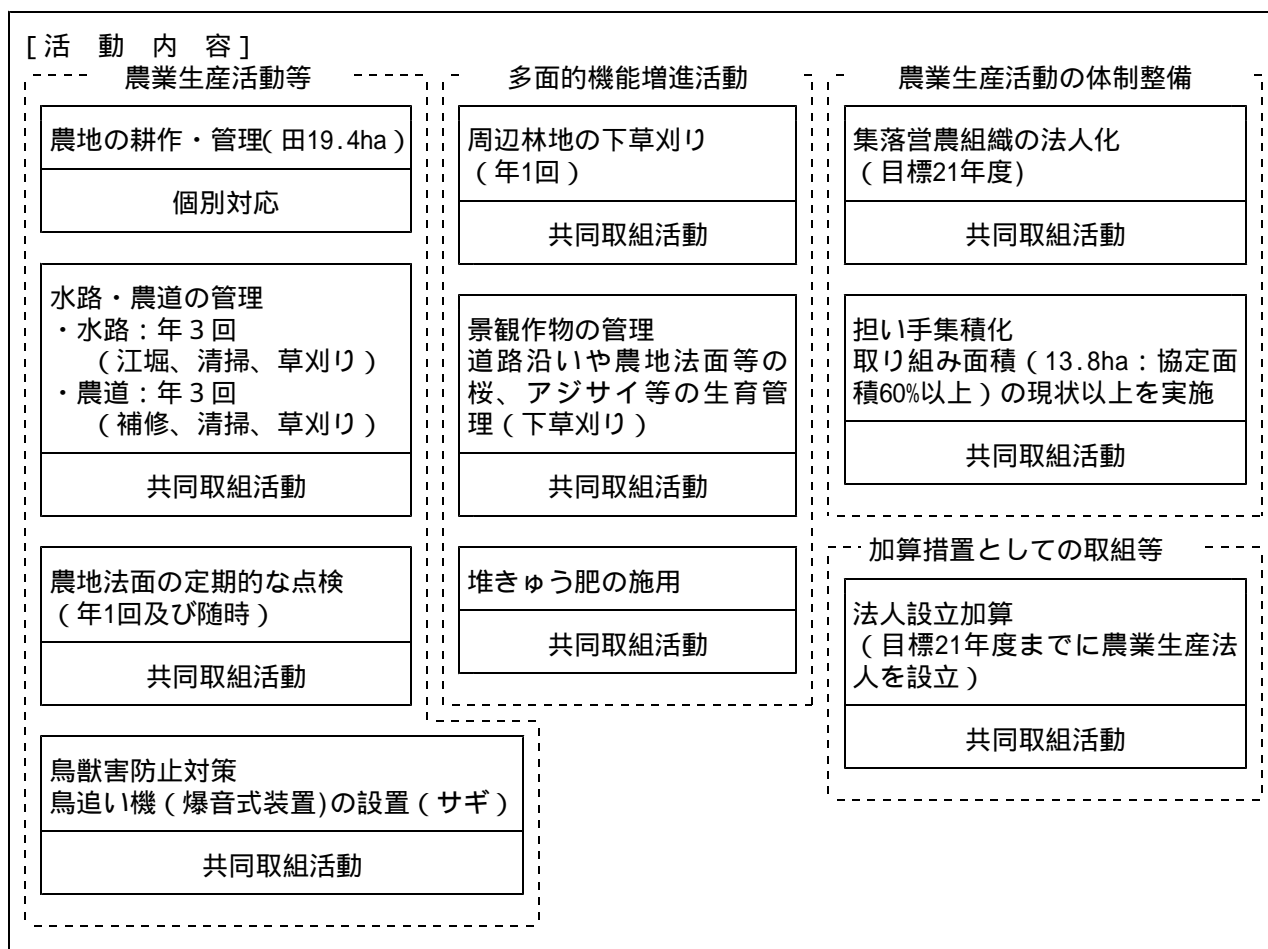
## 法人化とともに高付加価値農業を目指す胡桃集落

### 1. 集落協定の概要

|                |   |          |    |       |
|----------------|---|----------|----|-------|
| 市町村・協定名        | 富山県氷見市 胡桃                               |          |    |       |
| 協定面積<br>19.4ha | 田(100%)<br>水稲                           | 畑        | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>398万円  | 個人配分                                    |          |    | 50%   |
|                | 共同取組活動<br>(50%)                         | 役員報酬     |    | 5%    |
|                |   | 農道・水路管理費 |    | 30%   |
|                |   | 集落営農推進   |    | 15%   |
| 協定参加者          | 農業者1人、水利組合1、くるみ営農組合(構成員22人)、土地改良区、その他1人 |          |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

- ・平成21年度までに集落営農組織を法人化し、当該法人による農業生産活動等の体制を確立する。
- ・毎年度、法人の設立に向けた準備を計画的に行う。
- ・低農薬・低化学肥料の特別栽培米「コシヒカリ」や低タンパク米「春陽」の作付けの維持・拡大により、高付加価値農業を目指す。
- ・農業生産活動維持のための農道・水路の補修等や多目的機能増進活動を継続して、実施する。



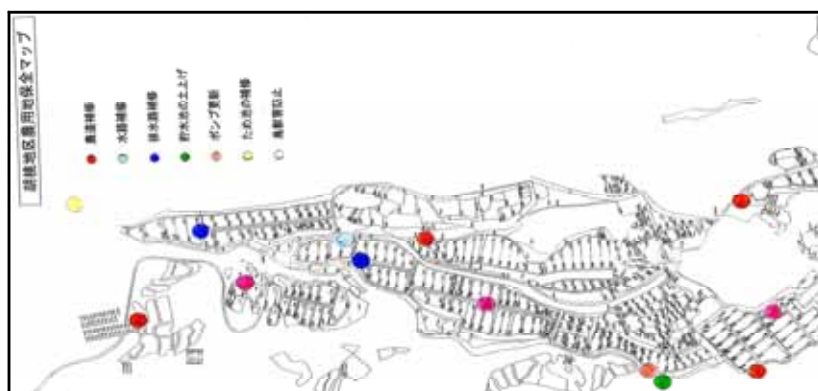
### 3. 取組の経緯及び内容

胡桃集落では、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、農地の保全と農業の活性化を図るため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。16年度までの前対策では、農地の基盤整備を目標に農道舗装等を実施するとともに、17年2月には24名の農家からなる集落営農組織「くるみ営農組合」を設立した。

17年度からの新対策では、「くるみ営農組合」による農業生産活動等の体制強化を図るため、21年度までに法人化することを目指しており、県内外への視察研修等を実施することとしている。また、高付加価値型農業の実践を目指し、次の取り組みを進めている。

- ・ 当地域で生産される良質な完熟堆肥を利用した特別栽培米の作付け  
（作付面積16ha 現状維持、はさ架け 現状60a 目標100a）
- ・ 低タンパク米「春陽」の作付け（現状150a 目標500a）
- ・ 「春陽」の酒「八代仙」の販売（現状 一升瓶660本 目標 2,000本）
- ・ 三年後を目処に「八代仙」を使った酒の粕漬けの販売を開始
- ・ 育苗用ビニールハウスを利用した野菜作り
- ・ 棚田オーナー事業の実施（現状9a 目標30a）

#### 農用地等保全マップ



- ・ 農道補修
- ・ 用水路補修
- ・ 貯水池の土上げ
- ・ ポンプ更新
- ・ ため池の補修
- ・ 鳥獣害防止の箇所等を明記



棚田オーナーによる田植え作業風景

#### [平成21年度までの取組目標]

担い手集積化

取り組み面積（13.8ha：協定農用地面積の60%以上）の現状以上を実施

農業生産法人の設立

既存の「くるみ営農組合」を法人化（目標21年度）

< 集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 大型家族農業による運営で農地を維持管理

### 1. 集落協定の概要

|                |   |                  |    |       |
|----------------|---|------------------|----|-------|
| 市町村・協定名        | 石川県津幡町 <small>つばたまち</small> 市谷 <small>いちのたに</small> |                  |    |       |
| 協定面積<br>43.7ha | 田(100%)<br>水稻                                       | 畑                | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>917万円  | 個人配分  |                  |    | 27%   |
|                | 共同取組活動<br>(73%)                                     | 共同機械の更新と機械化農業の充実 |    | 22%   |
|                |   | 農業用施設の管理費        |    | 22%   |
|                |   | 農道舗装・農業施設の整備     |    | 13%   |
|                |   | 草刈、農業用地及び施設の点検   |    | 7%    |
|                | 役員報酬費等  |                  | 9% |       |
| 協定参加者          | 農業者 25人、生産組織2組合                                     |                  |    |       |

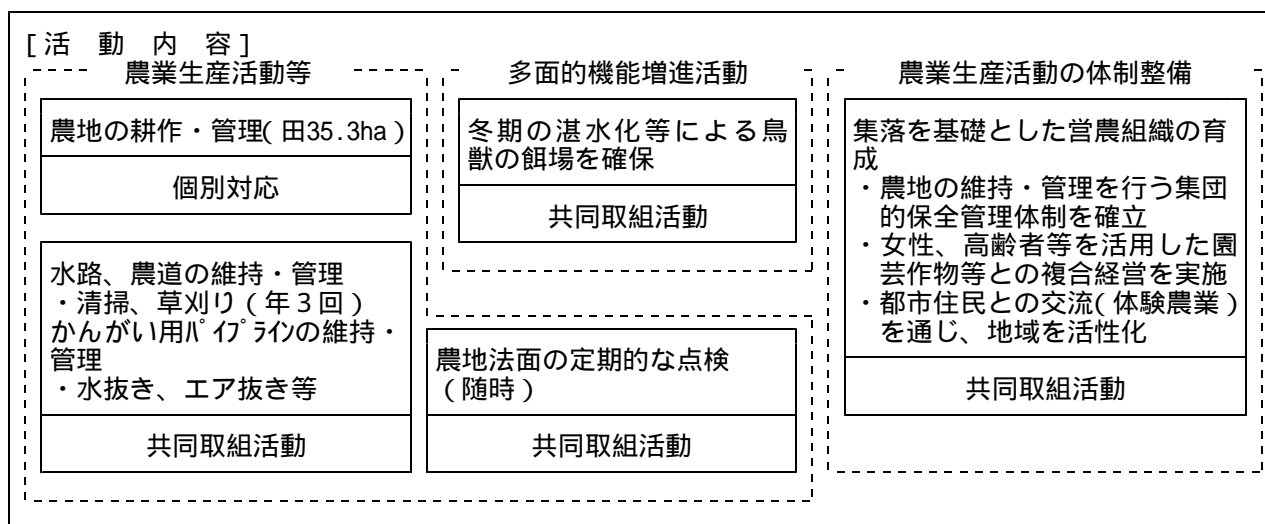
### 2. 集落マスタープランの概要

#### (1) 集落における将来像

集落を基礎とした営農組織の充実と定年帰農者等を活かした継続的な営農体制の整備を実施。将来は、法人化を目指す。

#### (2) 5年間の活動目標等

- ・ 農道舗装の実施
- ・ 農業用施設の維持管理費用の積立
- ・ 共同機械の更新費用の補助
- ・ 指定栽培米の作付拡大(現状の20% ~ 5年後50%)



### 3. 取組の経緯及び内容

当集落では、平成9年から実施したほ場整備(平均区画20a)を契機に集落営農組織「市谷営農組合」を設立している。

本制度では、集落の担い手組織として位置づけている当組合が中心となり、農地、農道及び水路等の管理を行っており、今後、定年帰農者等を活かした継続的な営農体制の実現を目指している。

なお、当地域はJA石川かほくの指定栽培米の産地となっており、有機質肥料を使用し、出来る限り農薬及び化学肥料を削減した栽培に取り組むほか、集落営農による女性・高齢者等の余剰労働力を活用して、パイプハウスでのストック等の切り花やミディトマト、金時草等の園芸作物栽培に取り組み、収穫された野菜は地元の小学校の給食にも利用されている。

その他、15年度から都市住民に米や野菜づくりをしながら食と農を楽しく学び、集落の農家との交流を深めてもらおうと「市谷田んぼ塾」を開塾。18年度には都市住民16家族が参加して、10aの水田にコシヒカリを手植えしている。

集落では、組合員家族が楽しく農作業ができるようにと心がけており、大型家族農業のような運営に取り組んでいる。将来は、市谷営農組合の法人化を目指している。



**農用地等保全マップ**

- ・水路、農道の補修箇所を明記



有機質肥料の散布（集落営農）



農地法面の草刈り



「市谷田んぼ塾」での稲刈り

**[平成21年度までの取組目標]**

**集落営農組織による農業生産活動等の実施**

- ・市谷営農組合を中心とした農地の維持・管理による耕作放棄地の発生防止
- ・女性、高齢者等による園芸作物（切り花、ミディトマト、金時草等）を栽培し、複合経営を実現
- ・都市農村交流事業の実施による地域の活性化
- ・平成13年度に新設した「ふれあいハウス」での体験農業（メロン、いちご、トマト、山菜・キノコ取り等）、餅つき等のイベント及び「市谷田んぼ塾」を実施
- ・18年度は「市谷田んぼ塾」で、水田（10a）にコシヒカリの手植え・収穫体験を実施
- ・畑（16㎡）にサツマイモ、トマト、ナス等、「ふれあいハウス（560㎡）」にはスイカ、メロンの作付けと収穫体験を実施

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 直播機の共同購入を足がかりに集落営農組織を設立

### 1. 集落協定の概要

|               |  |                          |    |       |
|---------------|--|--------------------------|----|-------|
| 市町村・協定名       | 福井県越前市 <small>えちぜんし</small> 西谷町 <small>にしたにちょう</small> 農業活性化管理組合 |                          |    |       |
| 協定面積<br>6.0ha | 田 (100%)<br>水稻   | 畑                        | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>210万円 | 個人配分   |                          |    | 0%    |
|               | 共同取組活動<br>(100%)   | 体制整備活動経費 (研修費等)          |    | 8%    |
|               |  | 集落共同取組活動経費 (猪用電気柵管理費等)   |    | 5%    |
|               |  | 農用地維持・管理活動経費 (草刈り・水管理費等) |    | 5%    |
|               |  | 交付金積立 (直播用田植機購入)         |    | 77%   |
|               | その他 (事務費等)   |                          | 5% |       |
| 協定参加者         | 農業者 14人、その他法人1、非農業者5人  |                          |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

#### (1) 集落における将来像

持続的な農業生産活動を構築するため、一集落一農場の集落営農組織を設立し、耕作放棄地発生防止、山林の保護、自然環境の保護等を実現する。

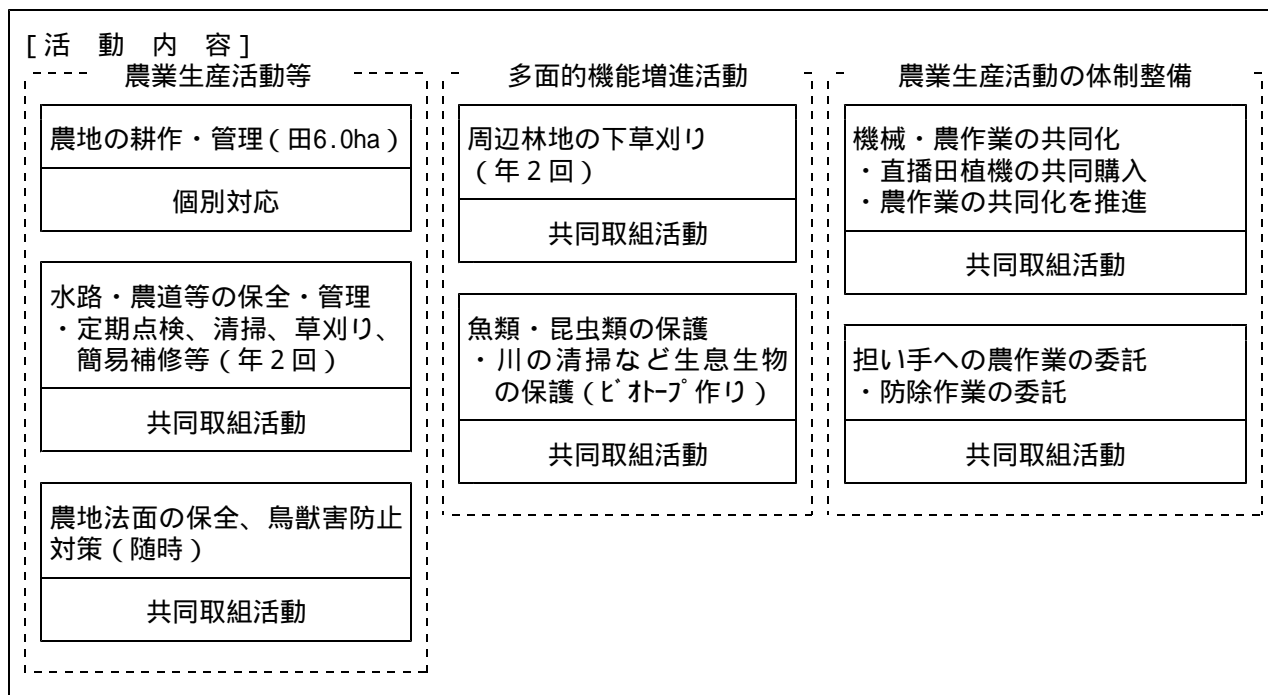
#### (2) 5年間の活動目標等

集落営農組織の設立及び法人化

- ・機械保有状況調査、集落営農についての研修会及び先進地視察の実施
- ・集落営農の準備委員会の発足、集落内の合意形成

農業機械・施設の共同利用

- ・機械の共同購入 (直播)
- ・耕起・代かき・田植え・刈り取り作業の共同化の推進
- ・オペレーターの育成 (4名)





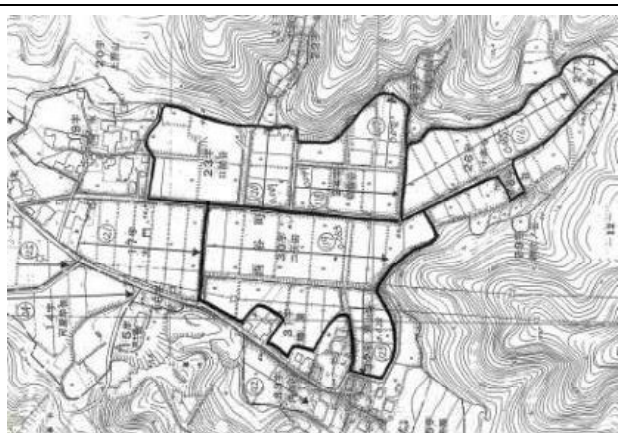
### 3. 取組の経緯及び内容

当集落では、自己完結型の兼業農家が多く、農機具購入費が大きな負担となっていた。また、若い世代は会社勤めが多く、農業に専念できないことから、後継者不足や耕作放棄地の増加が懸念されていた。

このため、本制度の取組を契機に、今後の農業、営農の問題、集落営農等についてアンケートを実施した結果、「農機具費の負担が大きいので共同利用をしたい」、「集落営農を検討し、早く実施を」という意見が多かった。この結果を基に、集落内で討論を重ね、集落営農組織による一集落一農場を目指すこととなった。

平成18年度には、作業の効率化、労働時間等の縮減を図るため、水稻の直播機を共同購入しており、今後、農業機械の共同利用を更に進め、20年度には集落営農組織を設立し、法人化する予定としている。

また、非農家5名を含む協定参加者が一致団結して、水路の保全、農道の草刈り、清掃作業を実施するなど、農地保全に努め、耕作放棄地の発生の防止に取り組むとともに、農地周辺の山の下刈りや川の清掃なども実施しており、蛍などの生息生物の保護に努めている。



農用地等保全マップ

実線：鳥獣害防止のための電気柵の配線場所を明記



直播作業



川の補修（ビオトープ）



周辺山地の草刈作業

#### [平成21年度までの取組目標]

機械・農作業の共同化（共同利用面積 5 ha、目標 9 ha（協定農用地以外の面積を含む））

・ 農業機械の共同利用化を進め、作業の効率化、労働時間等の縮減を図る。

鳥獣害防止対策の実施（電気柵の設置 約 2 km）

農業施設等の簡易整備の実施

・ 山際の排水不良の水田において、暗渠排水工事を実施し、機械作業による生産性の向上を図る。

多面的機能増進活動の実施

・ 非農家5戸と連携して、集落内の川を補修し、蛍を始めとする生息生物を保護（ビオトープ）

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 機械共同利用組合から始まる集落営農体制整備

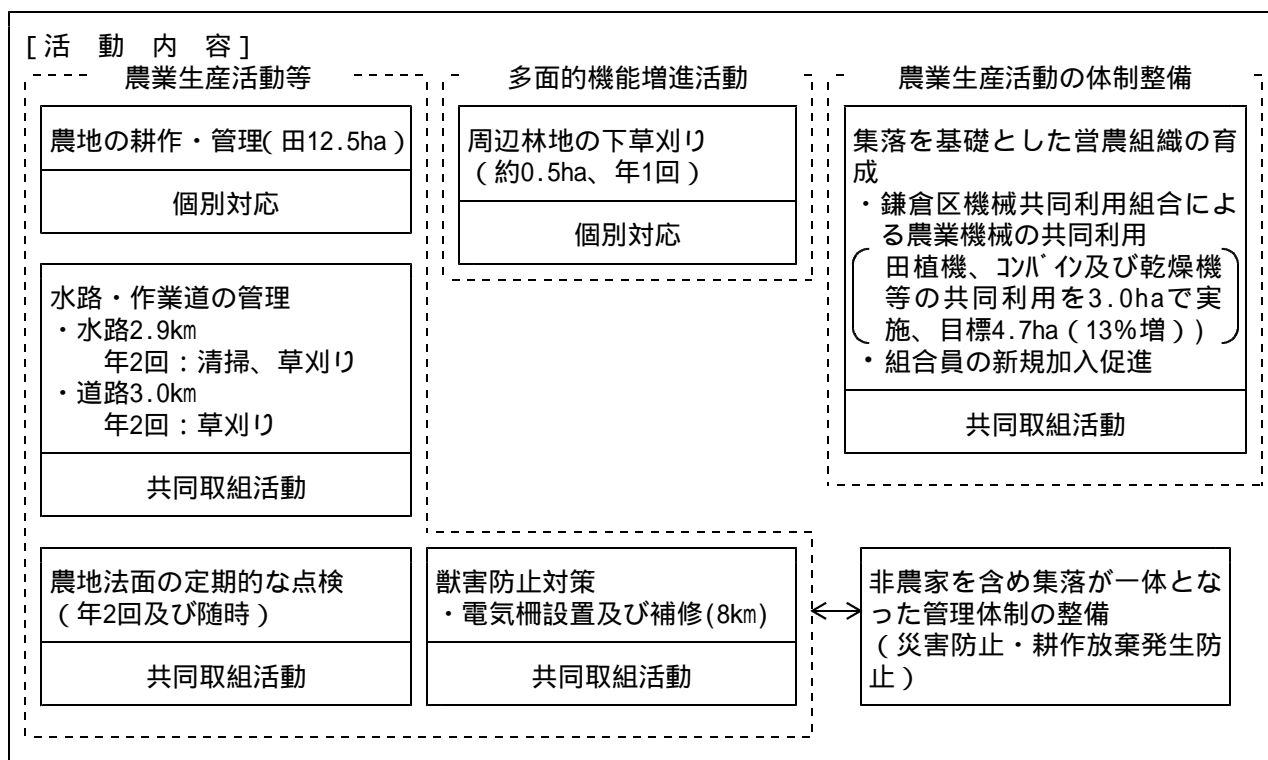
### 1. 集落協定の概要

|                 |  |                        |     |       |
|-----------------|--|------------------------|-----|-------|
| 市町村・協定名         | 福井県 <sup>おおいくん</sup> 大飯郡 <sup>たかはまちょう</sup> 高浜町 <sup>かまくら</sup> 鎌倉 |                        |     |       |
| 協定面積<br>12.5 ha | 田 (100%)<br>水稻   | 畑                      | 草地  | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>263万円   | 個人配分   |                        |     | 50%   |
|                 | 共同取組活動<br>(50%)  | 役員手当・事務費               |     | 7%    |
|                 |  | 水路・農道、電気柵等の補修改良に係る資材費等 |     | 23%   |
|                 |  | 農地・農業用施設の草刈等に係る経費      |     | 2%    |
|                 | 積立(農業機械: 耨摺り機、作業場の増築)  |                        | 17% |       |
| 協定参加者           | 農業者 19人  |                        |     |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

集落の将来を見据え、遊休農地の拡大防止、継続的な営農を実践するため、鎌倉区機械共同利用組合による機械共同利用面積の拡大、組合員の新規加入の促進により組合を発展させ、集落営農体制の整備を図っていく。

また、当集落は地すべり区域であるため、水路・農道などの農業用施設の維持管理については、集落が一体となった管理体制を整備し、耕作放棄地の拡大防止・災害の発生防止につなげていく。



### 3. 取組の経緯及び内容

当集落は、「若狭富士」とも呼ばれる標高693メートルの青葉山の中腹に位置し、学術上貴重な動植物が存在する豊かな自然に恵まれた環境の中で、水稻や花木を中心とした営農に取り組んでいる。

当集落では、昭和59年に行われたほ場整備の完了と併せて11戸の農家で鎌倉区機械共同利用組合を設立しているが、平成16年度までの前対策期間中には当組合の発展のため、中山間地域等直接支払交付金を活用して共同作業施設（格納庫兼）を整備している。

17年度からの新対策では、耕作放棄地及び地滑り災害の発生防止のため、非農家を含み集落一体となって水路・農道等の維持・管理作業に取り組む体制を整備するとともに、鎌倉区機械共同利用組合による農業機械の共同利用面積の拡大を進めるなど、当利用組合による営農体制の一層の充実・発展を図ることとしている。

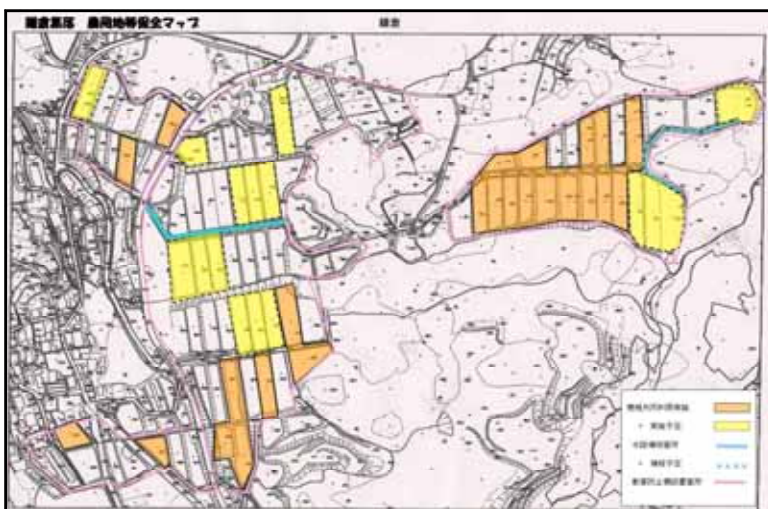
今後、当利用組合への新規組合員の加入促進及び交付金を活用した耨摺り機の導入（平成20年度予定）共同作業施設の増築等に取り組み、更なる機械の利用率向上、農作業の負担軽減及びコスト削減を図ることとしており、将来的には組織による協業化を進めていきたい。

また、共同作業施設の有効利用と魅力ある集落営農を目指し、従来の花木に加え、隠れた特産であるブドウの栽培面積を協定農用地内にも拡大し、ワインの生産を目指すなど新たな取組みに挑戦していく予定である。



< 共同作業施設 >

#### 農用地等保全マップ



- ・ 機械共同利用実施箇所及び実施予定箇所
- ・ 水路補修箇所
- ・ 鳥獣害防止柵の設置箇所について、明記。

#### [平成21年度までの取組目標]

集落を基礎とした営農組織の育成

- ・ 機械の共同利用（田植え、刈り取り、乾燥・調製）による営農の効率化・低コスト化  
H18年度 3.0ha      H21年度（目標） 4.7ha（協定農用地面積の約4割、13%の増加）
- 集落が一体となった農業用施設等の維持管理体制の整備

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 耕作困難な農用地の農作業を営農組合が受託

### 1. 集落協定の概要

|               |                       |               |    |       |
|---------------|-----------------------|---------------|----|-------|
| 市町村・協定名       | 兵庫県神崎郡神河町 福本          |               |    |       |
| 協定面積<br>2.3ha | 田(100%)               | 畑             | 草地 | 採草放牧地 |
|               | 水稲、れんげ、小豆             |               |    |       |
| 交付金額<br>48万円  | 個人配分                  |               |    | 0%    |
|               | 共同取組活動                | 水路・農道の維持・管理費等 |    | 100%  |
| 協定参加者         | 農業者 6人、福本営農組合(構成員64人) |               |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

#### (1) 集落における将来像

高齢化により耕作が困難となった農用地の農作業を営農組合が受託することにより、耕作放棄地の発生を防止する。

#### (2) 5年間の活動目標

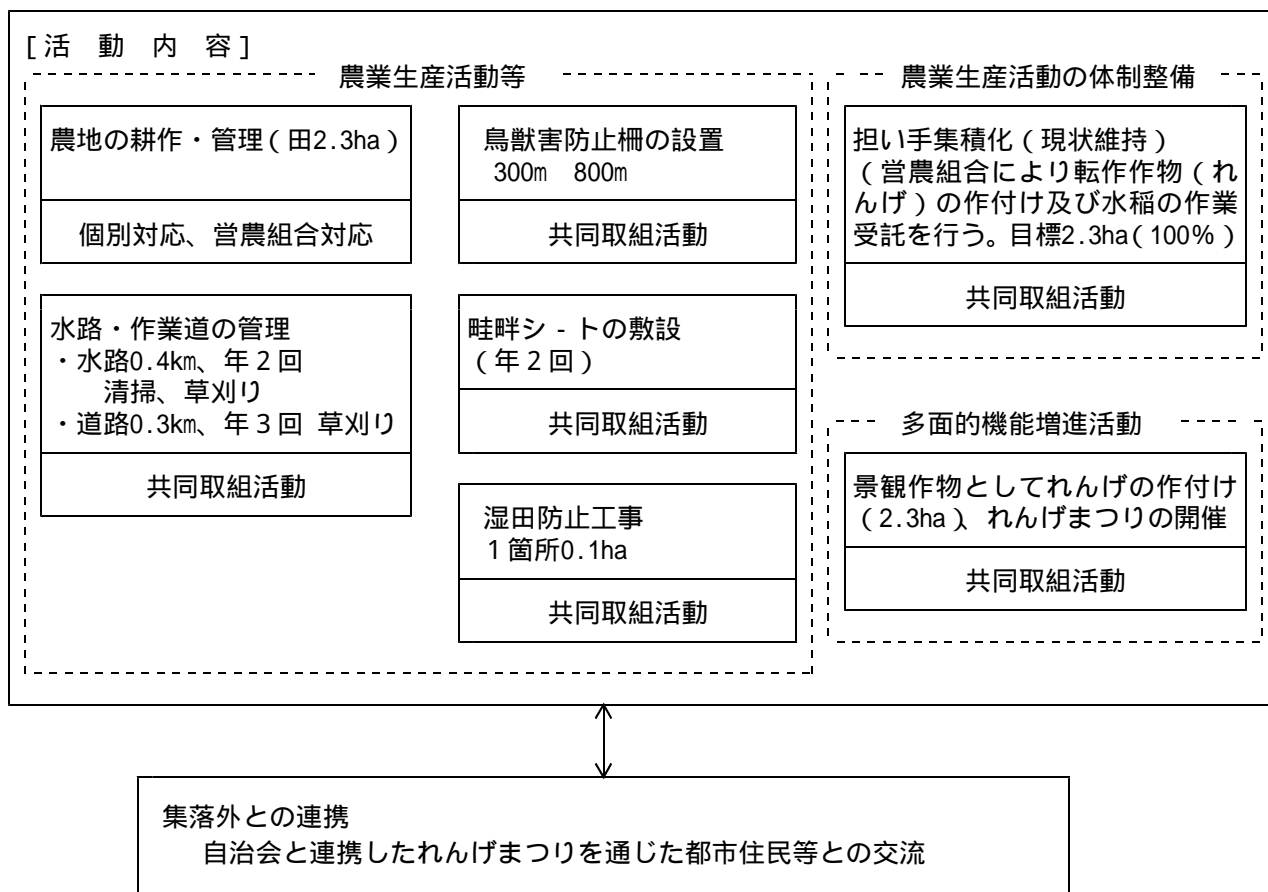
鳥獣害防止柵の設置、湿田防止工事(表土入替)、畦畔シートの敷設等を行う。

#### (3) 毎年のスケジュール

(1年目) 共同機械購入費用返済、(2年目) 湿田防止工事、

(3年目) 鳥獣害防止柵設置の施工、畦畔シートの導入検討、

(4~5年目) 畦畔シートの敷設



### 3. 取組の経緯及び内容

本集落では、平成12年度から本制度の交付金を活用し、集落内の農道・水路の維持管理及び整備、鳥獣害防止柵の設置及び維持管理を行い、ブロックローテーションにより水稻、れんげ、小豆を作付けてきた。

集落の現状としては、高齢化が年々進んでおり、若年層の減少で青年団や消防団の人数も減少している。農業についても、高齢により農作業等が困難な農家は、営農組合に農作業を委託している状況である。

協定農用地については、営農組合を中心に稲作の基幹3作業の作業受託を維持しながら転作作物（れんげ）の作付け、自治会組織と連携したれんげまつりの開催による都市住民との交流を図っている。

また、鳥獣害防止柵の設置、湿田防止工事を順次施行していくほか、畦畔シートの敷設等を実施していくことにしている。

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

管理する道・水路、鳥獣害防止柵の設置位置等を色分けし記載している。

| 凡      | 例         |
|--------|-----------|
| 水路（用水） | [ 青線 ]    |
| 水路（排水） | [ 緑線 ]    |
| 農道     | [ オレンジ線 ] |
| 鳥獣害防止柵 | [ 赤線 ]    |
| 要修繕箇所  | [ 紫線 ]    |



湿田防止工事（表土入替）の実施



れんげまつりの開催

#### [平成21年度までの取組目標]

- 営農組織の育成（作業受託2.3ha（協定農用地面積の100%）を維持）
- 鳥獣害防止柵の設置（当初300m、目標800m）
- 畦畔シートの敷設（当初0ha、目標0.4ha）
- 湿田防止工事の実施（1箇所0.1ha）

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 特定農業法人を設立し、農地の集積を図る

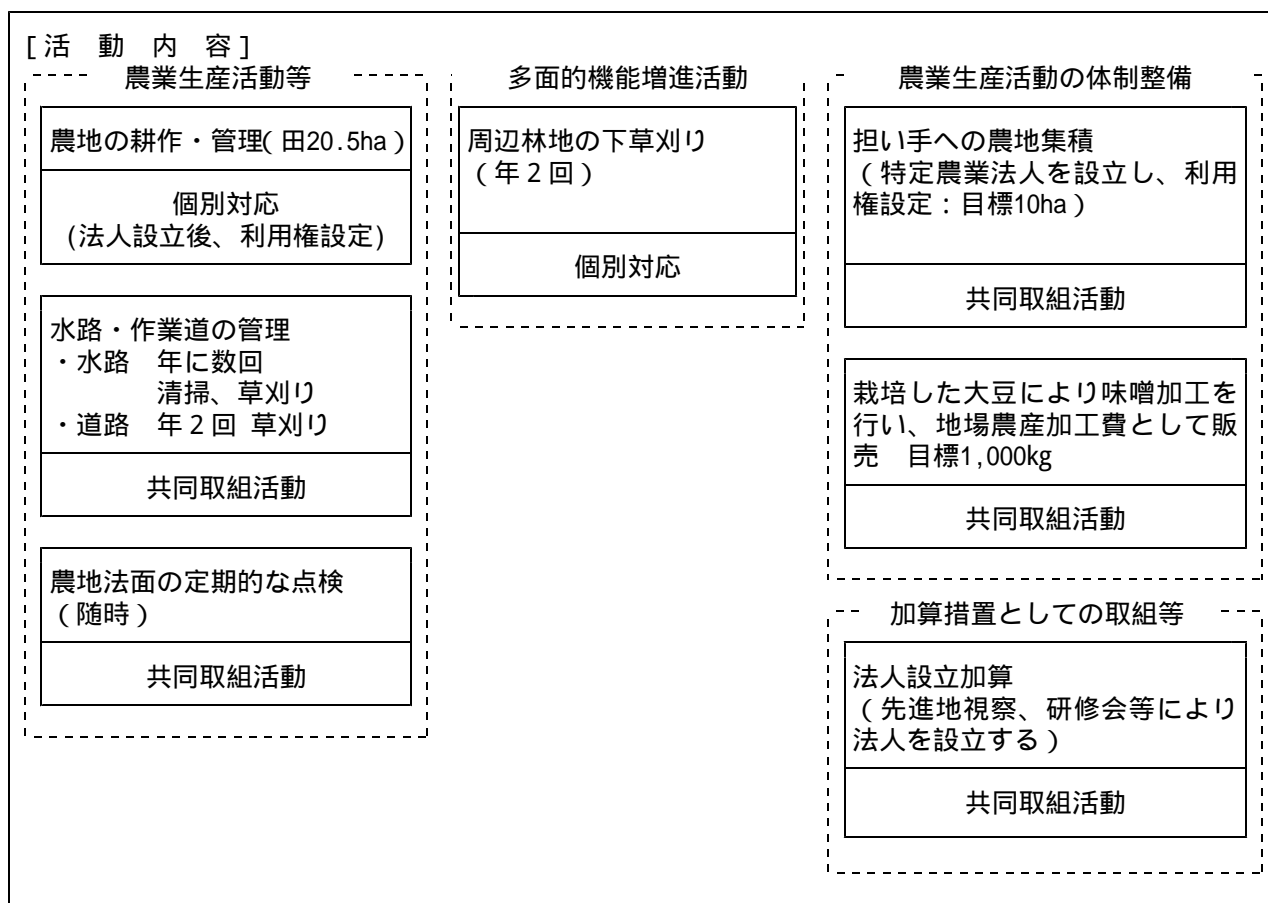
### 1. 集落協定の概要

|                |  |          |     |       |
|----------------|--|----------|-----|-------|
| 市町村・協定名        | 島根県邑智郡川本町 <small>おおちぐんかわもとまち</small> 古屋口 <small>こやぐち</small> |          |     |       |
| 協定面積<br>20.5ha | 田(100%)<br>水稲、大豆他  | 畑        | 草地  | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>261万円  | 個人配分   |          |     | 50%   |
|                | 共同取組活動分<br>(50%)   | 会議費、事務費  |     | 2%    |
|                |  | 農地維持管理費  |     | 10%   |
|                |  | 農道、水路の管理 |     | 3%    |
|                | 法人設立に向けた機械整備費  |          | 35% |       |
| 協定参加者          | 農業者 29人  |          |     |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

古屋口地区は一つの農場であるとの考えにたって、現在の集落組織を平成19年度に法人化(農事組合法人)し、農地の集約と効率的な活用によりコストの削減を図り、組織として地域内の農地を守っていく。

また、集落内で栽培している大豆により味噌加工を行い、地場産農産加工品として販売を目指していく。



### 3. 取組の経緯及び内容

前対策において行ってきた集落での取組を更に発展させ、現在の集落組織の法人化を目指す。

集落内で特定農業法人設立に向けた話し合いやアンケート調査を行い、平成19年度法人設立に向けた取組を行っている。法人設立後は農地集積約10haを目標に利用権設定を行う。

また、集落内にある味噌加工施設を活用し、地元で栽培した大豆による味噌加工を行い、地場農産物加工品として年間1,000kgの販売を目指す。

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・鳥獣害防止対策必要箇所

#### [平成21年度までの取組目標]

平成19年度農業生産法人設立

集落組織を法人化して、協定農用地の集積を図り効率的な農業経営を行う。

(目標10ha 協定農用地面積の50%)

地場産農産物の大豆を使った味噌加工(目標:年間1,000kgの加工販売)

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落営農から法人化への取組

### 1. 集落協定の概要

|                |  |                   |    |       |
|----------------|--|-------------------|----|-------|
| 市町村・協定名        | 岡山県新見市神郷町高瀬 <small>にいみしんごうたかせ</small> 長久 <small>ながひさ</small> |                   |    |       |
| 協定面積<br>17.3ha | 田 (100%)<br>水稲・大豆  | 畑                 | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>179万円  | 個人配分   |                   |    | 39%   |
|                | 共同取組活動<br>(61%)  | 農事組合法人化に向けた研修、会議費 |    | 13%   |
|                |  | 水路、農道等の維持・管理等経費   |    | 13%   |
|                |  | 田植機購入積立           |    | 35%   |
| 協定参加者          | 農業者 18人、長久集落営農組合(構成員 16人)                                    |                   |    |       |

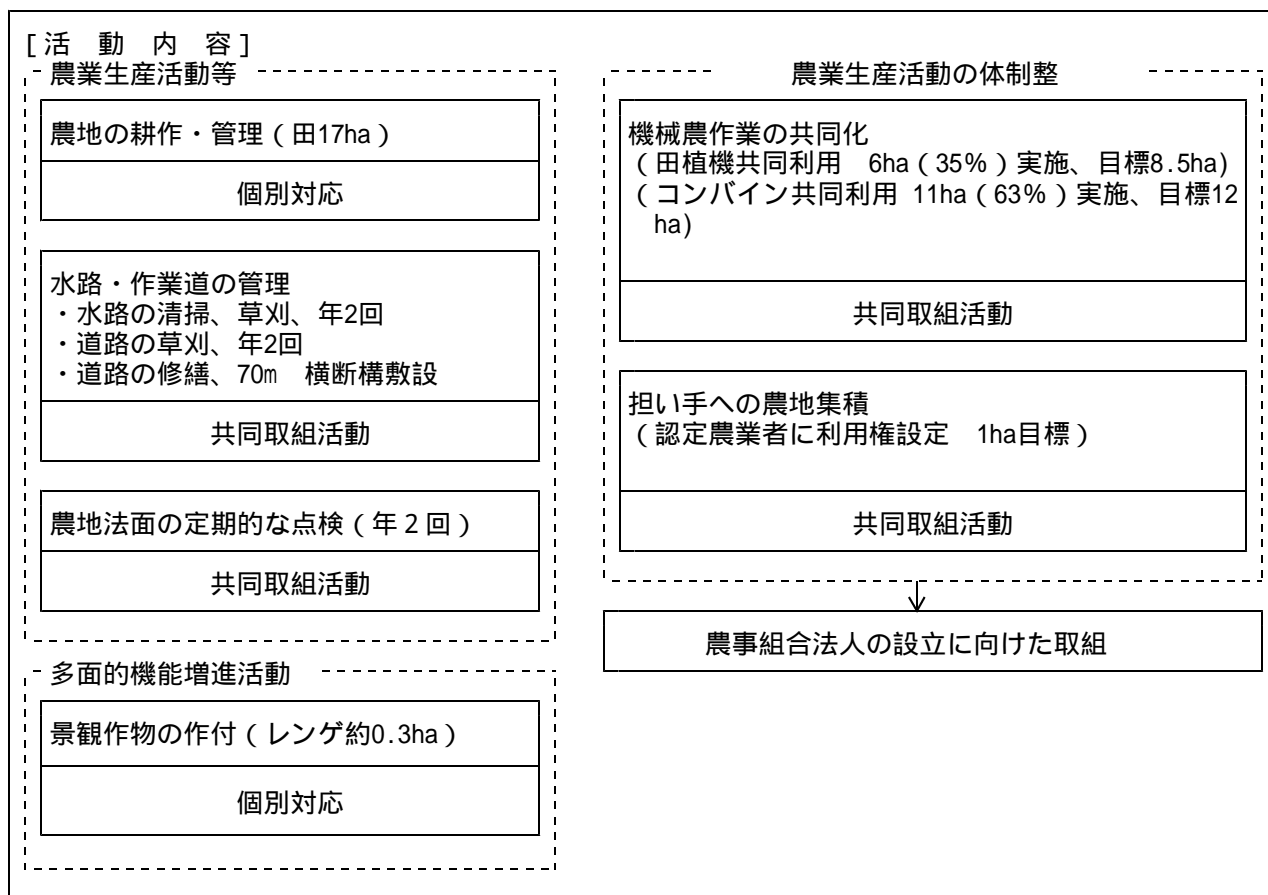
### 2. 集落マスタープランの概要

#### (1) 将来像

現在、組合員16名でコンバインの機械利用組合(長久集落営農組合)を組織し、集落の大半で収穫作業を共同で取り組んでいるが、今後、田植え・刈取り・乾燥調整の作業を全面的に共同化にして、現在の長久集落営農組合を「農事組合法人ながひさ」として法人化を目指す。

#### (2) 5年間の目標

- ・ 交付金の一部を積み立てし、田植機の購入を行い、共同作業を推進する。
- ・ コンバインの更新を行ない、収穫作業を全戸に拡大させる。
- ・ 水路・農道の修繕等を共同作業で取り組む。





### 3. 取組の経緯及び内容

長久集落では平成7年度にコンバインの共同購入を契機に、機械利用組合を設立し、集落内のほ場において共同利用を行っていた。

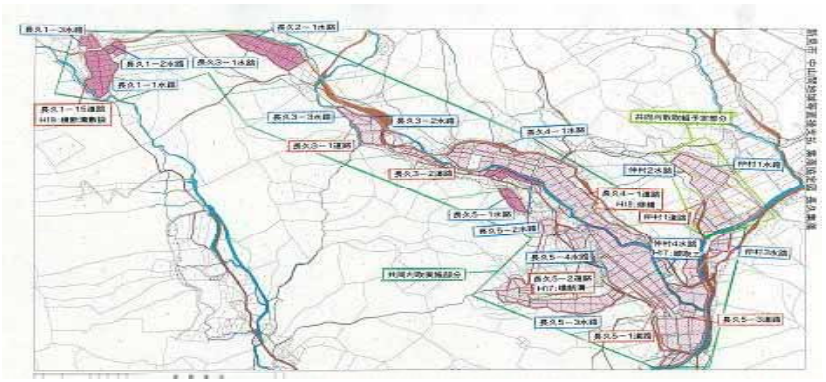
以降、随時集落内の農家が組合に加入し、現在は組合員16戸で、機械利用組合が11haの水稲収穫を行っている。17年度から5年間の間に全18戸、12haの収穫作業を行うことを目標としている。

さらに、今対策の取組として、機械利用組合において新たに田植機を購入し、植え付け作業の共同化を計画している。

また、高齢等を理由に耕作ができなくなっている農地を集落内の認定農業者等に集積し、農地の荒廃が進まないよう、未然に耕作放棄地防止対策に取り組んでいることも特徴である。

しかし、今後も高齢者等の所有する農地を集落の担い手に集積し、規模拡大を推進することには年齢的、作業効率的にも限界があることから、雇用の確保・新たな担い手の育成という観点から既存の集落営農組織を強化し、長年にわたり地域の農業を守るため、将来的に「農事組合法人ながひさ」の設立を目指すものである。

#### 農用地等保全マップ



**【マップの解説】**

- ・ 大型機械の共同利用について明示
- ・ 水路、農道の修繕等の目標の明確化



農道の補修状況



視察研修状況

#### [平成21年度までの取組目標]

- 集落での大型機械（コンバイン・田植機）の共同利用による営農の効率化・低コスト化  
 （収穫：当初11ha目標12ha（協定農用地面積の70%））  
 （田植え：当初6ha目標8.5ha（協定農用地面積の50%））  
 担い手への利用集積（当初0ha、目標1ha（協定農用地面積の5.7%））

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 制度を活かし、みんなの参加で担い手組織づくり

### 1. 集落協定の概要

|               |                   |                  |    |       |
|---------------|-------------------|------------------|----|-------|
| 市町村・協定名       | 山口県美祿市西厚保町 梅香     |                  |    |       |
| 協定面積<br>31ha  | 田(93%)<br>29ha水稻等 | 畑(7%)<br>2ha粟    | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>453万円 | 個人配分              |                  |    | 49%   |
|               | 共同取組活動<br>(51%)   | 役員報酬・総会          |    | 5%    |
|               |                   | 研修視察             |    | 3%    |
|               |                   | 共同利用施設補修(共同機械倉庫) |    | 8%    |
|               |                   | 鳥獣害対策(猪柵設置)      |    | 12%   |
|               |                   | 共同機械購入積立         |    | 23%   |
| 協定参加者         | 農業者 29人           |                  |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

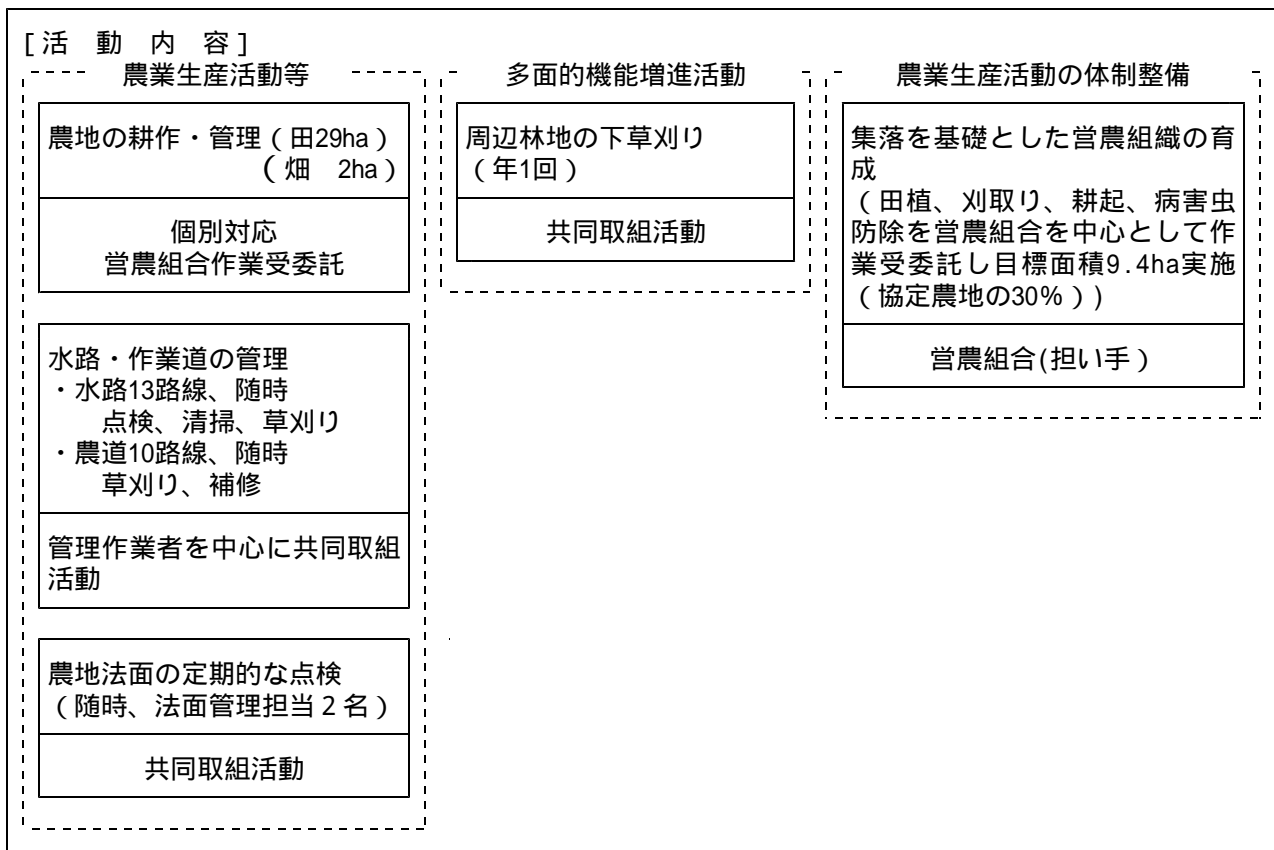
#### (1) 集落マスタープラン

集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備をすすめる。現在、協定者29名による梅香営農組合(任意組合)が田植機並びにコンバインを所有し田植え、刈り取りの2農作業の共同化を進めているが、今後は、防除や耕起等も含めて3種類以上の共同化を目指し更なる集落営農に向けて努力する。

#### (2) 5年間の目標

3種類以上の農作業を各年2割程度増加させる。

目標：9.4haの実施。



### 3. 取組の経緯及び内容

集落の農業生産活動を継続していくため話し合いを重ね、既存の任意組合である梅香営農組合を発展させていくことを集落協定の目標として、協定締結が合意された。

協定では、集落全体での集落営農を考える研修視察（農事組合法人しもくみ）を行うなど、積極的な取組を実施している。

現在までに、田植え・刈取り作業は各9ha、そのうち耕起作業も含めて実施している面積は1.7haとなっている。

集落全体の合意形成が図られ、平成19年1月21日には梅香生産組合（農用地利用改善団体）を設立し、既存の梅香営農組合を特定農業団体と位置づけ、5年後の法人化を目指す事を決定している。

今後は、梅香営農組合を中心に基幹的農作業3種類、目標面積9.4haを目指す。

農用地等保全マップ 梅香農用地保全マップ



#### 【マップの解説】

イノシシによる農作物の被害防止のため防護策の新設、補強箇所、また集落を基礎とした営農組織の育成要件である基幹的農作業3作業以上実施する予定圃場をマップに示している。集落のどなたが見られてもわかり、進捗状況も確認できるマップとなるよう工夫している。



女性を交えての研修視察を実施



梅香生産組合（利用改善団体）設立総会

#### [平成21年度までの取組目標]

集落内の営農組織を担い手とし、作業受委託の推進並びに機械の共同利用による営農の効率化を図り継続出来る農業を目指す。

(当初3作業0ha(2作業のみ)目標9.4ha(協定農用地面積の30%))

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落営農の確立と営農組織の充実に向け法人設立なる

### 1. 集落協定の概要

|                |                                 |                           |    |       |     |
|----------------|---------------------------------|---------------------------|----|-------|-----|
| 市町村・協定名        | 山口県下関市久野                        |                           |    |       |     |
| 協定面積<br>19.6ha | 田(100%)                         | 畑                         | 草地 | 採草放牧地 |     |
|                | 水稻・転作                           |                           |    |       |     |
| 交付金額<br>431万円  | 個人配分                            |                           |    | 24%   |     |
|                | 共同取組活動<br>(76%)                 | 担当者活動経費                   |    |       | 8%  |
|                |                                 | 農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の経費    |    |       | 8%  |
|                |                                 | 鳥獣被害防止対策及び水路等共同取組活動に要する経費 |    |       | 6%  |
|                |                                 | 農用地の維持・管理活動に対する経費         |    |       | 11% |
|                |                                 | 共同機械購入にかかる積立・繰越           |    |       | 41% |
| その他            |                                 |                           | 2% |       |     |
| 協定参加者          | 農業者75人・生産組織1組織・水利組合18組織・非農業者10名 |                           |    |       |     |

### 2. 集落マスタープランの概要

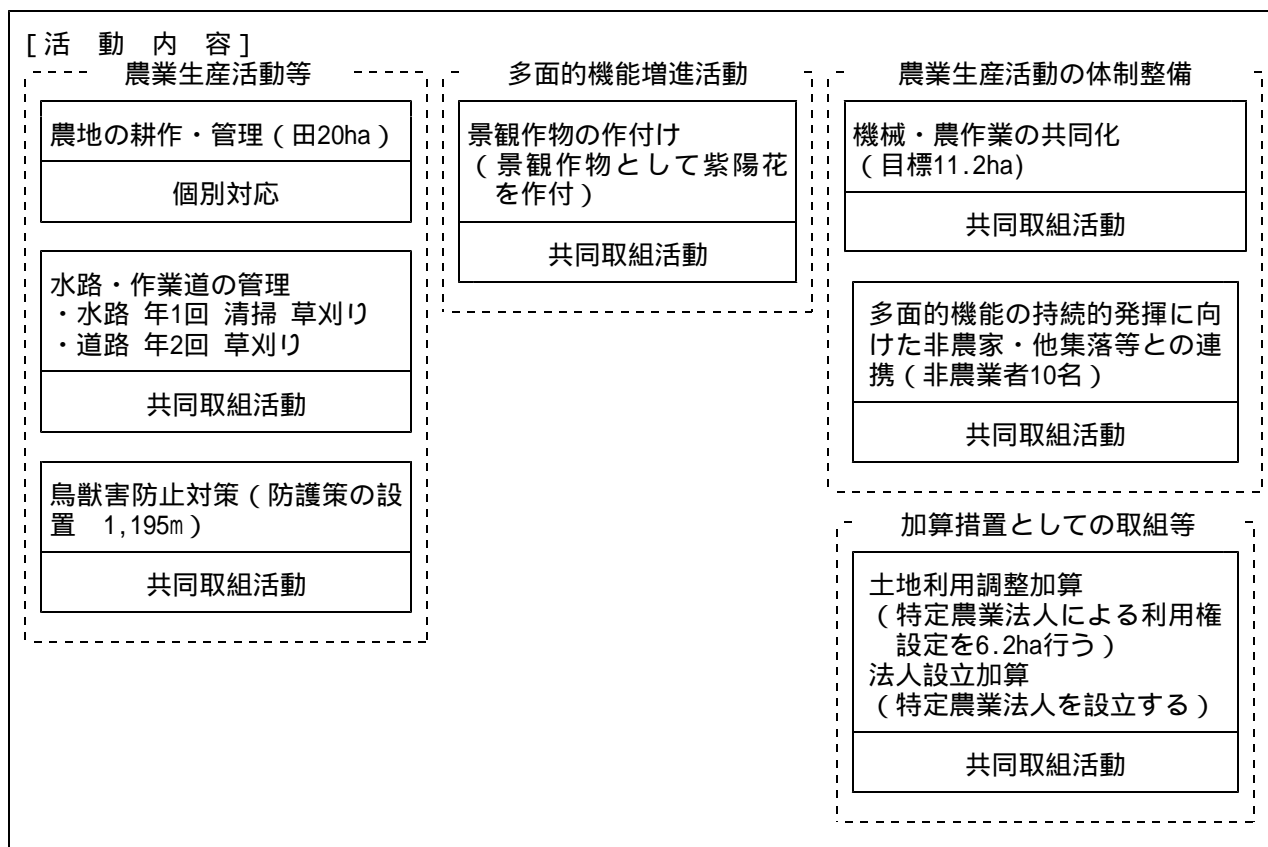
地域の担い手の核として農事組合法人を育成し、農業を継続していく体制を整備し、みんなが元気で安心して暮らせる、住みよい久野集落を創る。

#### ・ 5年間の具体的な取組

集落営農の確立と営農組織の充実・・・農事組合法人「久野ファーム」の設立と機械農作業の共同化を推進。(目標11.2ha、10%増)

農用地周辺の整備・・・農用地周辺の鳥獣被害対策や水路・農道の整備を積極的に行い、集落内の農業と生活が行いやすい環境を整備する。

非農家及び都市住民との交流促進・・・直売施設を設置し、農産加工品を販売する。非農家と連携し、共同取組活動を実施する。(目標10人の参画)



### 3. 取組の経緯及び内容

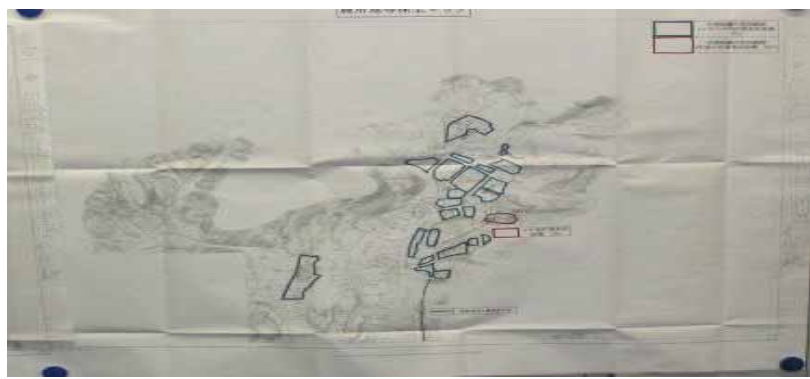
前対策の平成13年度から制度に取組み、地元の生産組織（営農組合）との協力で、対象農地を含む地区内農地の管理（鳥獣害防止対策・ブロックローテーションによる農地の有効活用）に努めている。また、本制度にて交付される交付金の一部を活用し、機械設備の購入などを積極的に活用してきた。

新たな対策では、地区内農地を将来的に守り継承していくための方法として、営農組合の法人化をめざし協定を締結することとなった。

協定では、農地の保全・農作業の共同化を進める一方、将来像の実現のため様々な機会を通じて話し合いを行ってきた結果、平成18年7月に農事組合法人「久野ファーム」を設立し、また同年9月25日には特定農業法人となった。併せて平成18年8月3日に認定農業者になっている。

今後は、本制度を活用し、地区内農地を活かしていくための取組を一層加速させ、集落一体となった活動を継続し、設立した「久野ファーム」の育成に努める。

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・ 営農組織の委託範囲（五年後の作業委託面積・三カ年の平均作業委託面積）及び鳥獣害防止柵設置予定箇所を記載。
- ・ その他、農地作付状況図も作成している。



防護柵の補修・設置作業



共同機械（コンバイン）

#### [平成21年度までの取組目標]

機械・農作業の共同化

（当初 9.1ha 目標 11.2ha（協定農用地面積の10%以上増加する））

多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携

（農業者 75名 非農業者 10名（協定参加農業者の10%以上の非農業者の参加））

土地利用調整加算

（当初 0ha 目標 6.2ha（協定農用地面積の30%以上増加する））

法人設立加算

（当初 任意の営農組合 目標 新たに特定農業法人を設立する）

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 明日が見える集落づくりのための集落営農組織を育成

### 1. 集落協定の概要

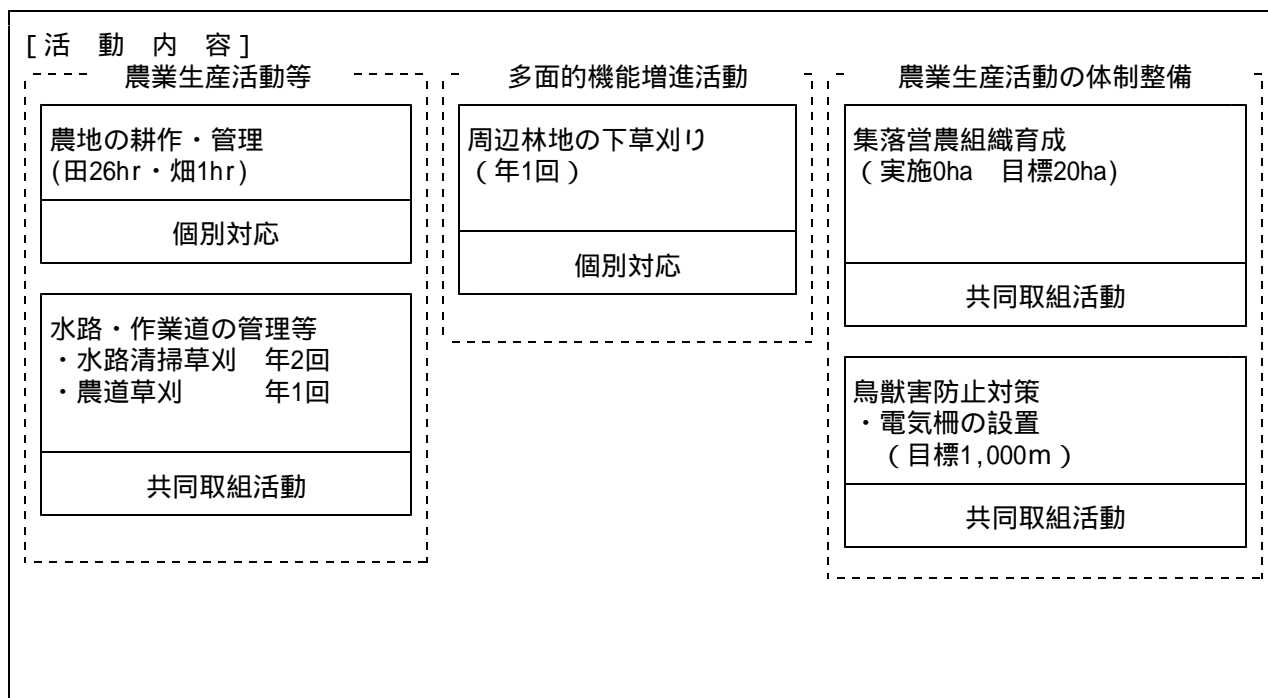
|               |                 |                  |    |       |
|---------------|-----------------|------------------|----|-------|
| 市町村・協定名       | 愛媛県東温市 則之内      |                  |    |       |
| 協定面積<br>27ha  | 田(95%)          | 畑(5%)            | 草地 | 採草放牧地 |
|               | 水稲・花き           | 野菜               | -  | -     |
| 交付金額<br>561万円 | 個人配分            |                  |    | 50%   |
|               | 共同取組活動<br>(50%) | 先進地視察研修          |    | 3%    |
|               |                 | 鳥獣害防止対策・電柵設置     |    | 2%    |
|               |                 | 集落営農に向けての倉庫、機械購入 |    | 45%   |
| 協定参加者         | 農業者 49人         |                  |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

則之内集落は、高齢化が進み65歳以上の高齢化率は49%を超えており、農業の担い手の確保が難しくなっている。

しかし、平成2年から平成7年にかけて水田面積の80%にあたる21haのほ場整備を行い農業生産の基盤は充実しており、県下でも有数の良質米の生産地でもあり、先祖から受け継いだ水田農業を維持しながら、地域ぐるみで自然環境の保全を行い、地域の活性化を図っていく。

水稲中心の集落農業は、低コスト生産等の課題を検討する必要があり、個々の農家が「集落はひとつ」という基本理念にたって集落営農に向けての取組を行い、次世代へ継続していくことを目指していく。



### 3. 取組の経緯及び内容

則之内集落は、平成2年から平成7年にかけて水田面積の80%にあたる21haのほ場整備を行い、農業生産基盤は充実しているが、農家の高齢化が進み、65歳以上の高齢化率は49%を超え、担い手の確保が難しくなっている。

そのため、耕作放棄されそうな農地については利用権の設定や農作業の受委託により農業生産活動を継続していく。

そしてさらに進んで集落全体がまとまり、集落営農の組織化を目指し、現在、法人化のための先進地視察研修を行っていく。

また、農道水路の清掃及び草刈り等を実施しており、今後も継続していく。

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ピンク枠：電柵設置範囲
- 赤色：集落営農予定地  
(圃場整備済)
- 青色：集落営農予定外  
(未整備)
- 黄色：畑



#### 先進地視察研修

近隣の農場で法人化への流れを学ぶ

#### [平成21年度までの取組目標]

- 集落営農組織（法人化）を育成する。
- 鳥獣害被害が発生しているため電柵を設置する。

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落営農の確立に向けて

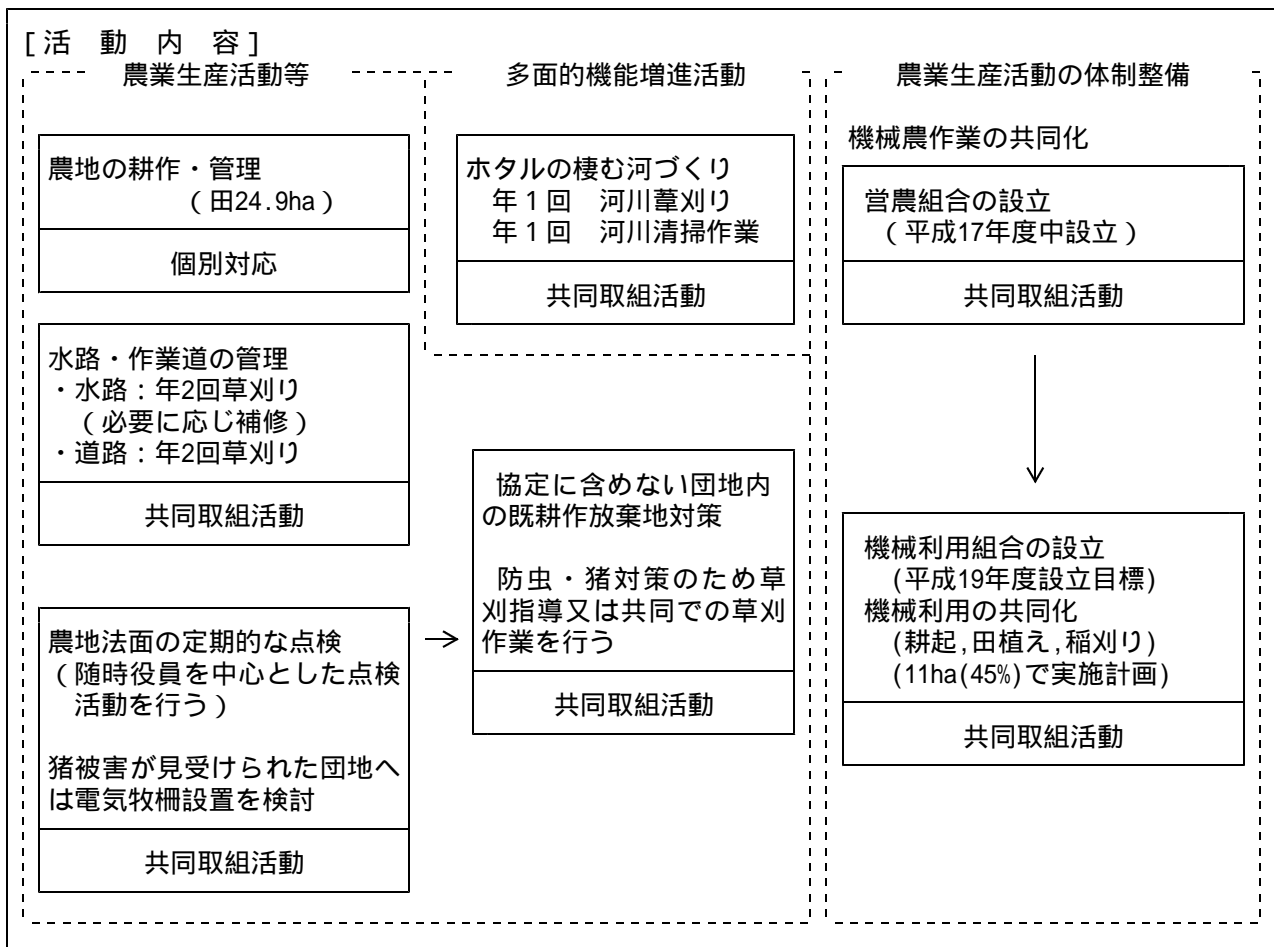
### 1. 集落協定の概要

|                |  |                  |    |       |
|----------------|--|------------------|----|-------|
| 市町村・協定名        | 佐賀県唐津市 <sup>からつきゅうらぎまち</sup> 厳木町 <sup>ひろせ</sup> 広瀬 |                  |    |       |
| 協定面積<br>24.9ha | 田(100%)<br>稲作、花卉ハウス                                | 畑                | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>223万円  | 個人配分   |                  |    | 0%    |
|                | 共同取組活動<br>(100%)                                   | 農道・水路管理費         |    | 50%   |
|                |  | 多面的機能増進活動(河川清掃等) |    | 30%   |
|                |  | その他              |    | 20%   |
| 協定参加者          | 農業者 62人  |                  |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

本集落では、農家の高齢化や兼業化により担い手不足が進行しており、また近年、猪による農作物被害が出始めている。このため、集落役員が中心となり集落内を定期的に点検し、被害が見受けられた区域への電気牧柵の設置を検討している。

集落内の農地は昭和58年に圃場整備が完了しているが、この農地を将来的に守っていくため、担い手となる認定農業者の育成・確保を図るとともに、平成19年度を目標に機械利用組合を設立し、機械の共同所有及びオペレーターによる共同作業をおこなうことで、農作業の効率化及び労力軽減を図り、低コストで収益性の高い営農を目指す。

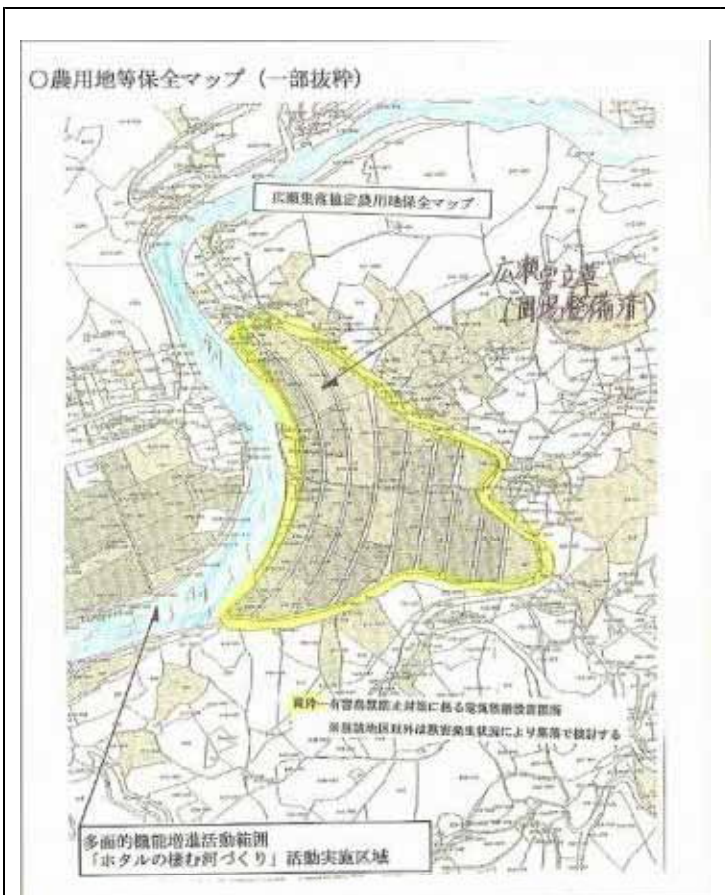




### 3. 取組の経緯及び内容

当広瀬地区においては、以前から兼業化が進行しており、30ha近い地区内の圃場整備された団地を将来的に守っていくため、機械の共同利用による水田農業所得の最大化を目指す営農組合づくりができないか検討されてきた。役員を中心とした話し合いの結果、平成17年12月13日に規約等が承認され、正式に「広瀬地区営農組合」として設立された。

今後は集落マスタープランに基づき、機械利用組合を設立・運営していくにあたって、農業生産活動及び農用地の管理を、ほとんどの構成員が重複する集落と営農組合が連携することで、組合経費負担の軽減及び相互の適正な活動・運営を図っていく。



営農組合設立に向けての話し合い



ホタルの棲む河づくり(清掃作業)

団地の周辺に電気牧柵を設置することで、農地を集合的に鳥獣被害から防止。営農組合や機械利用組合(平成19年度設立目標)の設立により、集落全体の連携を強化することで、集落内の農地や河川等の保全を図る。

#### [平成21年度までの取組目標]

- 機械利用組合による機械の共同利用による低コスト化、作業省力化  
(当初 0ha 目標 11ha (協定農用地面積の45%))
- 猪被害が想定される農用地(団地)への電気牧柵の設置(随時判断)
- 認定農業者の確保 (当初 12名 目標 13名(1名増))
- 交付金非対象農家(協定農地を持たない者の共同取組活動参加)  
(当初 0名 目標 7名)

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落を基礎とした特定農業法人化への取組

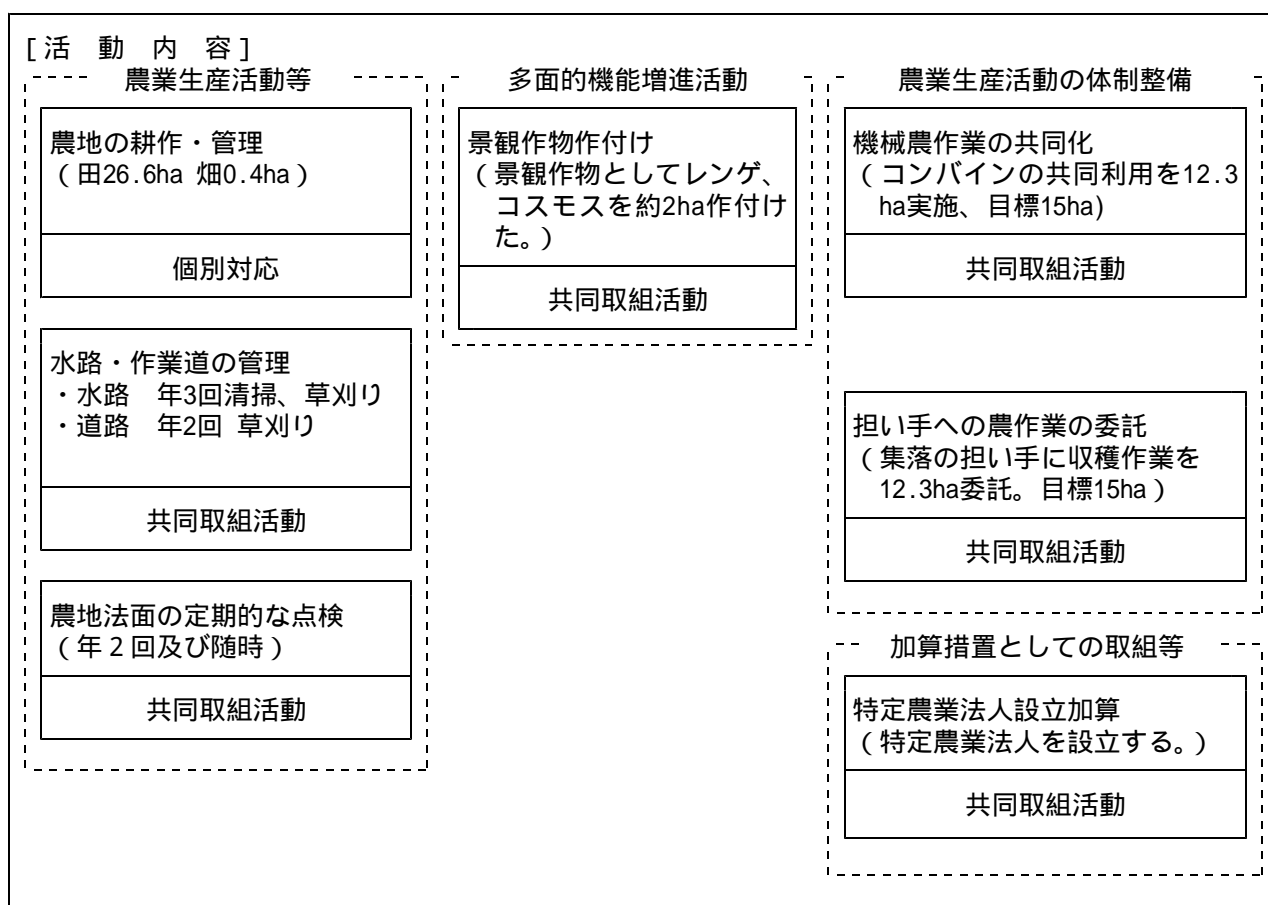
### 1. 集落協定の概要

|               |  |                |    |       |
|---------------|--|----------------|----|-------|
| 市町村・協定名       | 大分県豊後高田市 <small>ぶんごたかだし</small> 近広 <small>ちかひろ</small> |                |    |       |
| 協定面積<br>27ha  | 田 (98.5%)<br>水稲・麦・大豆                                   | 畑 (1.5%)<br>野菜 | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>493万円 | 個人配分   |                |    | 50%   |
|               | 共同取組活動<br>(50%)  | 共同機械購入費        |    | 34%   |
|               |  | 役員手当           |    | 2%    |
|               |  | 水路・農道維持管理      |    | 8%    |
|               |  | 雑費             |    | 6%    |
| 協定参加者         | 農業者 25人  |                |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

かけがえのない財産である集落の農用地等を将来にわたって維持できるよう、これまでの自己完結型の農業から脱却し、効率的かつ安定的な農業経営を行っていくため、共同取組活動、機械の共同利用、景観作物（レンゲ・コスモス）の作付け等により、集落ぐるみで農業生産活動を継続的に行える集落を目指す。

また、集落の担い手不足等を解消するため、集落を基礎とした特定農業法人の設立し、農用地の利用集積等を行い、農用地の遊休化、荒廃化を防止する。



### 3. 取組の経緯及び内容

本集落では、農業者の高齢化や担い手の減少に伴って、耕作放棄地の発生等が懸念されるため、農用地等を将来にわたって維持管理できるよう、集落全体での話し合いが始まり、平成12年度から本制度の取り組みを始めている。

平成17年度からの新対策では、集落の担い手不足等を解消するため、既存の営農組合から、集落を基礎とした特定農業法人を設立し、設立した法人に対し農作業受委託による農用地の利用集積等を行い、農用地の遊休・荒廃化を防止するため引き続き取り組みを行っている。

また、自己完結型の農業から脱却し、法人を中心とした効率的かつ安定的な農業経営を行っていくため、共同取組活動、機械の共同利用、景観作物（レンゲ・コスモス）の作付け等に取組み、集落ぐるみで農業生産活動を継続的に進める集落営農の充実を目指す。

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・ 集落協定の範囲
- ・ 水路・農道等の補修管理
- ・ 農作業の共同化等の範囲



コスモス園



集落研修会

#### [平成21年度までの取組目標]

特定農業法人の設立

農作業の共同化を進める（当初12.3h a 目標15h a（協定農用地の56%）

担い手への農作業委託（当初12.3h a 目標15h a（協定農用地の56%）

水路・農道の継続的な管理・補修

< 農業生産法人、集落営農の育成を目的としている事例 >

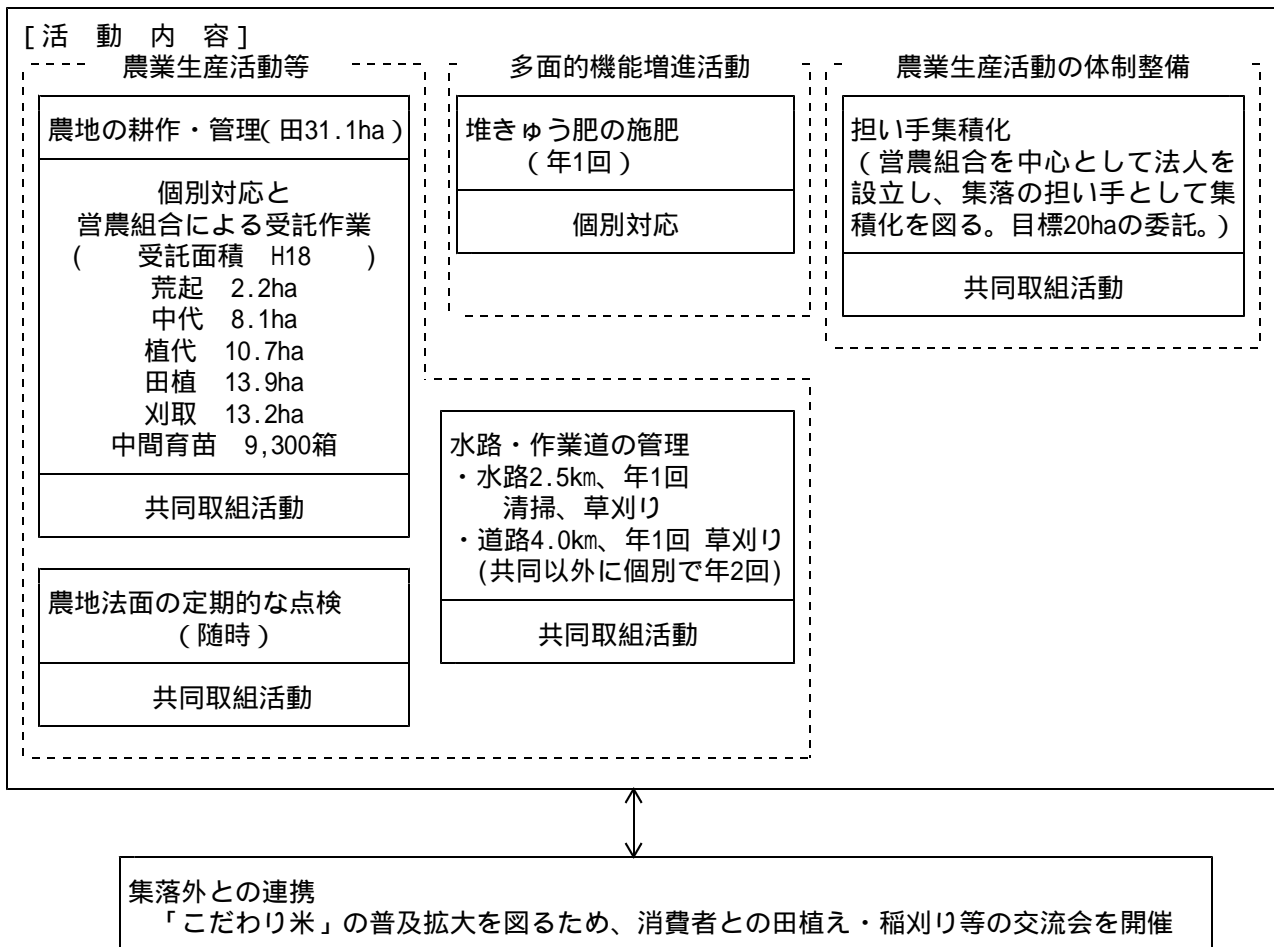
## 集落営農組織を結成し、機械の共同購入の資金に利用

### 1. 集落協定の概要

|                |   |          |    |       |
|----------------|---|----------|----|-------|
| 市町村・協定名        | 宮崎県西諸県郡高原町 花堂 <small>にしもろかたぐんたかはるちょう はなどう</small> |          |    |       |
| 協定面積<br>31.1ha | 田(100%)<br>水稻・飼料作                                 | 畑        | 草地 | 採草放牧地 |
| 交付金額<br>249万円  | 個人配分  |          |    | 37.5% |
|                | 共同取組活動<br>(62.5%)                                 | 共同機械購入資金 |    | 56.7% |
|                |   | 役員手当て    |    | 5.4%  |
|                |   | 消耗品      |    | 0.3%  |
| 協定参加者          | 農業者 45人、花堂区集落営農組合機械利用部(構成員7人)                     |          |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

- ・平成17年5月に任意組織として設立した「花堂区集落営農組合」を中心に受託作業を行い、農家の負担軽減を図る。
- ・また、営農組合を母体として農事組合法人の設立を図り、更なる効率的かつ安定的な営農体の確立を目指す。

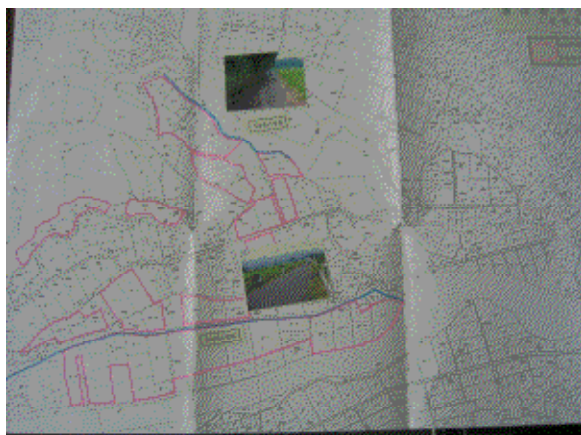


### 3. 取組の経緯及び内容

花堂集落では、過疎化や農業後継者不足など深刻な問題を抱えながら集落内で話し合いを行い、担い手への農作業の受委託を積極的に取り組んできた。

しかし、農業を取り巻く環境が益々厳しくなることが予想される中、担い手の育成、担い手への農地の利用集積や集団化による農作業の効率化、地域の伝統行事の継承などの取り組みについて合意形成を行い、平成17年5月に地域に先がけ営農組合を設立した。今後は営農組合を法人化し、更に安定的な営農形態を目指す。

また、平成11年から小清水米の栽培に取り組んでおり、「こだわり米」としての更なる普及拡大を図ることを目的として隣県都市の消費者を対象にした田植え等農作業体験等の交流会を開催し、消費者・都市住民等との交流を図っている。



#### 農用地等保全マップ

##### 【マップの解説】

- ・管理すべき水路・道路を図示し協定参加者に分かりやすいようにしている。
- ・取組活動の写真を貼っていき、活動を検証している。



消費者との田植え交流会



営農組合での水路・道路の清掃活動

#### [平成21年度までの取組目標]

営農組合を母体とする農事組合法人の立ち上げ

担い手へ集積化(立ち上げた農事組合法人への集積化 目標20ha(協定農用地面積の65%))

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 地域住民参加型の協定でふるさとの美しい風景を守る

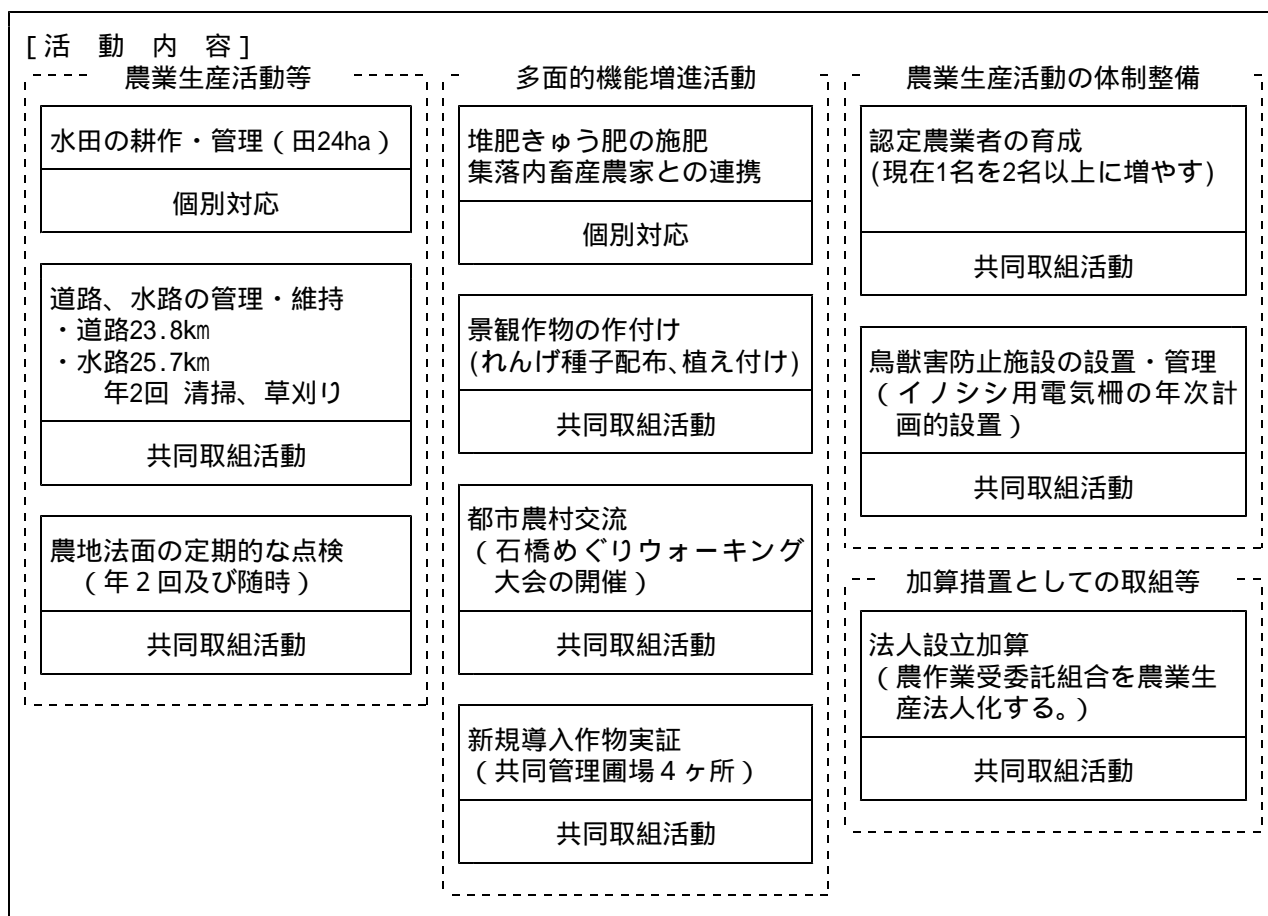
### 1. 集落協定の概要

|                |  |                |    |       |     |
|----------------|--|----------------|----|-------|-----|
| 市町村・協定名        | 鹿児島県 <small>あいらぐんあいらちよう</small> 始良町 <small>きづし</small> 木津志 |                |    |       |     |
| 協定面積<br>24.4ha | 田(100%)  | 畑              | 草地 | 採草放牧地 |     |
|                | 水稲、飼料作物  | -              | -  | -     |     |
| 交付金額<br>504万円  | 個人配分   |                |    | 37%   |     |
|                | 共同取組活動<br>(63%)  | 各担当者活動経費       |    |       | 14% |
|                |  | 農作業受委託組合活動経費   |    |       | 13% |
|                |  | 農地・道・水路等維持管理経費 |    |       | 17% |
|                |  | 都市農村交流活動経費     |    |       | 7%  |
|                |  | 共同機械購入積立金      |    |       | 8%  |
| その他            |  |                | 4% |       |     |
| 協定参加者          | 農業者 69人、木津志農作業受委託組合(構成員 33人)                               |                |    |       |     |

### 2. 集落マスタープランの概要

地区民全員の協力のもと、農地の有効活用が図られる環境・体制の整備、豊かな自然資源や潤いのある農村景観を保全・維持していく活動を積極的に推進し、地区民の誰もが安心して暮らすことのできる「ゆとりとやすらぎのある農村社会」の創出を目標とした以下の活動を展開していく。

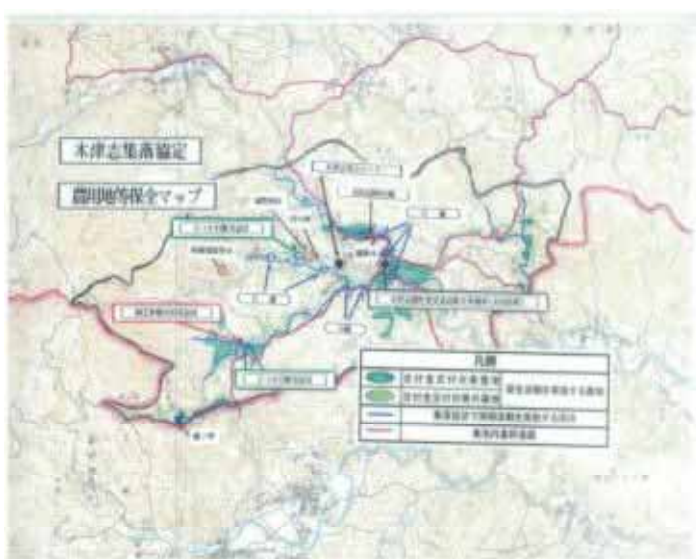
高齢農業者に対する営農指導、集落営農組織の確立、売れる米づくりの推進、  
耕畜連携型農業の推進、都市農村交流の実施



### 3. 取組の経緯及び内容

本集落は、鹿児島県新・農村振興運動の重点地区に指定され、テレビ放送共同受信施設を整備するなど生活環境の整備に重点を置くむらづくり活動を展開してきた。一方、営農環境面でも、基盤整備率0%であった水田が47%まで完了するなど整備が図られており、この整備計画と併せて、地区にある石橋や美しい農村景観を保全維持し、多くの人に楽しんでもらう環境を創出することで地区の活性化を図るという方針を立て、地区住民総参加型の集落協定活動に取り組んでいる。さらに、うまい米作りを目指して、平成18年度には24名の販売農家がエコファーマーの認証を受けている。今後は、地域に設立された木津志農作業受委託組合の法人化について随時検討し、効率的な営農体制の確立を目指している。

#### 農用地等保全マップ



木津志集落協定は、交付対象外農家も参加し、地区民全てが集落協定参加者である。したがって、交付金交付対象農地のみならず、交付金対象外農地においても、地区で保全すべき優良農地は、地区民全員で保全活動を実施することとしている。このため、木津志農作業受委託組合が設立されている。また、新規作物等の導入を推進するために、共同管理の実証圃（さつま白もち、園芸作物、工芸作物）を設置している。



さつま白もち実証ほ場



抑制力ボチャ用猿害対策実証（猿楽君）

#### [平成21年度までの取組目標]

木津志農作業受委託組合の受託面積を5ha以上とするとともに法人化を行う。  
 集落の農家の30%以上をエコファーマー登録し、JAS認証農家を1戸以上育成する。  
 育成すべき担い手農家に2.5ha農地を集積する。  
 現在の認定農家1名を2名以上に増やす。  
 都市農村交流イベント「木津志石橋めぐりウォーキング」を定期的で開催する。  
 他集落と連携し「花いっぱい運動」に関する協力体制を整備する。

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

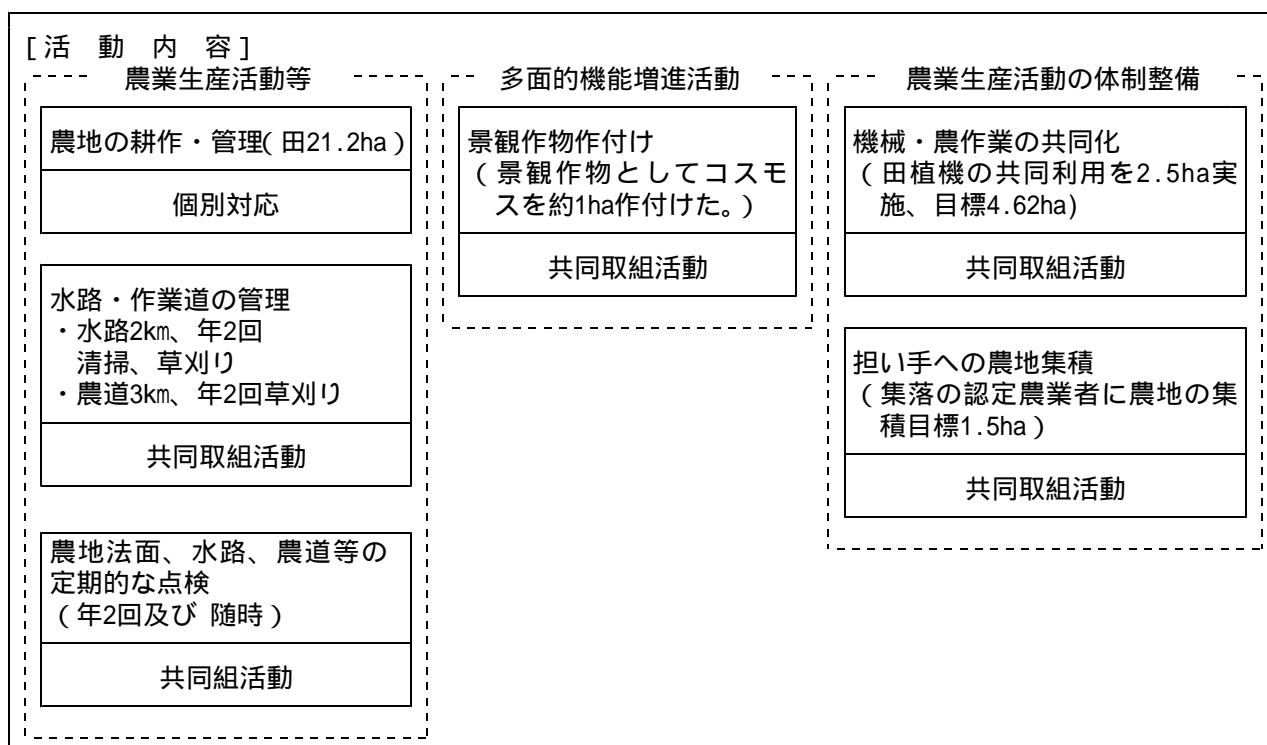
## 全員参加による集落営農の推進

### 1. 集落協定の概要

|                   |   |                |    |       |
|-------------------|---|----------------|----|-------|
| 市町村・協定名           | 鹿 <sup>き</sup> 児 <sup>も</sup> 島 <sup>つ</sup> 県 <sup>ぐん</sup> 肝 <sup>な</sup> 属 <sup>み</sup> 郡 <sup>な</sup> 南 <sup>み</sup> 大 <sup>な</sup> 隅 <sup>み</sup> 町 <sup>ち</sup> <small>おおの、かきさこ、ながの</small> 大 <sup>お</sup> 野 <sup>の</sup> 、柿 <sup>か</sup> 迫 <sup>き</sup> 、長 <sup>な</sup> 野 <sup>の</sup> |                |    |       |
| 協 定 面 積<br>21.2ha | 田 (100%)<br>水 稻   | 畑              | 草地 | 採草放牧地 |
| 交 付 金 額<br>428万円  | 個人配分  |                |    | 50%   |
|                   | 共同取組活動<br>(50%)   | 共同機械購入         |    | 41%   |
|                   |   | 多面的機能・水路農道管理   |    | 16%   |
|                   |   | その他(事務費・会議費・他) |    | 43%   |
| 協 定 参 加 者         | 農業者48人  |                |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

耕作放棄地の防止等を図るため、集落の合意形成のもとに集落営農組織と連携し農業機械の共同利用を進めるとともに、認定農業者等への農地の利用集積を推進し、将来的には、集落営農組織の法人化(特定農業法人化)を視野に入れた活動を展開する。具体的な5年間での活動目標として早馬集落営農組合と連携した農作業の共同化を図ること、認定農業者に対して利用権の設定等により農地集積を図ることとしている。





### 3. 取組の経緯及び内容

基盤整備により大型機械での農作業が可能となったことから、広域的な営農の効率化を図るため、3集落で集落営農組織（名称：早馬集落営農組合）を設立し、平成13年から共同利用機械を購入して農作業の共同化を推進している。

共同利用機械の購入に当たっては、県単補助事業を活用しているが、地元負担分に交付金を活用している。

なお、集落営農組織について組織の充実強化を図り、将来は法人化することを目指しており、協定参加者全員による研修を行う等準備を進めている。

また、多面的機能を増進する活動の一環として、景観作物（コスモス）を植栽すると共に「コスモス祭り」を開催し集落の融和を図っている。

#### 農用地等保全マップ



【マップの解説】  
既存の土側溝をトラフへ改修（L = 70m）



共同利用機械の運転講習会



コスモスの植栽

#### [平成21年度までの取組目標]

機械・農作業の共同化

（田植 当初2.5ha目標4.62ha（協定農用地面積の10%））

担い手への農地集積（当初0ha、目標1.5ha（協定農用地面積の5%以上））

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標としている事例 >

## 集落営農組合を軸とした集落の発展

### 1. 集落協定の概要

|               |                                       |                |    |       |
|---------------|---------------------------------------|----------------|----|-------|
| 市町村・協定名       | 鹿児島県伊佐郡菱刈町 永池                         |                |    |       |
| 協定面積<br>31ha  | 田(100%)                               | 畑              | 草地 | 採草放牧地 |
|               | 水稻・飼料作物                               |                |    |       |
| 交付金額<br>579万円 | 個人配分                                  |                |    | 37%   |
|               | 共同取組活動<br>(63%)                       | 永池集落営農組合への活動助成 |    | 61%   |
|               |                                       | 村づくり助成金        |    | 2%    |
| 協定参加者         | 農業者 35人、永池集落営農組合(構成員32人)、南永小学校、永池水利組合 |                |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

平成12年に設立した永池集落営農組合に対してすべての協定活動を委託し、今後懸念されている高齢化等による耕作放棄の発生防止や、さらに営農組合を特定農業法人化することで、農地利用集積や受託作業の推進、生産から販売まで一貫して行える組織作りを目指す。

また、地域活動の取組として、地域の小学校と連携し、将来地域を担う子供たちの育成のために農業体験活動を1年を通して行う。

|  |             |                                   |        |   |           |
|--|-------------|-----------------------------------|--------|---|-----------|
| [活動内容]   |             | 多面的機能増進活動                         |        | 農業生産活動の体制整備   |           |
| 農業生産活動等  |             |                                   |        |   |           |
| 農地の耕作・管理(田31ha)  | 営農組合+個別対応   | 堆肥の散布<br>エコファーマーの推進<br>(ブランド化の推進) | 営農組合   | 農作業の受委託の推進<br>(基幹的農作業3作業以上の委託<br>11hを14h(45%)以上に推進)   | 営農組合+個別対応 |
| 水路・作業道の管理<br>・水路の清掃、草刈り<br>(年1回)<br>・道路の草刈り(年1回)<br>・冬場の畦の草焼き<br>・水路点検補修 | 共同取組活動+個別対応 | 景観作物作付け<br>(菜の花、れんげ)              | 共同取組活動 | 農業機械・施設の整備<br>(機械倉庫1棟、コンバイン2<br>台、田植機1台、水稻播種機1台、<br>乾燥調整施設1基、精米施設1<br>基、コンバインカー1台、集出<br>荷貯蔵施設1棟、保冷貯蔵施設<br>1基、マニアスプレッター1台) | 共同取組活動    |
| 農地法面の定期的な点検<br>(年2回及び随時)   | 共同取組活動      | 南永小学校と連携した農<br>業体験活動の実施           | 共同取組活動 | 加算措置としての取組み   |           |
|  |             | 特別栽培米の直売<br>特産品販売所への出品            | 営農組合   | 法人設立加算<br>(5年以内に特定農業法人を設立)<br>土地利用加算<br>(現在の35%をさらに推進する)  | 共同取組活動    |

### 3. 取組の経緯及び内容

5年前に本制度に取り組んだことにより、集落営農組合が設立され、農地保全管理の徹底や、大型農業機械の導入による作業受委託の増加及び米の直販による農家所得の向上等、制度による効果が現れた。

これから更に農家の高齢化が進むため、農地保全及び農業経営について合理的なシステムを構築する必要があることから、平成18年9月1日に「農事組合法人エコファーム永池」を設立した。

今後は、農地等の維持管理や農地集積を図りながら、生産から販売にいたるまでの一貫的な経営を行うとともに、現在行われている特別栽培米の取組を強化し、伊佐米「永池」のブランド化を図るなど、恒久的な地域農業の維持発展を目指している。

#### 農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

ほ場整備が進んでいるので、今後は、それに付随する農道のコンクリート舗装及び、側溝の整備、並びに定期的な維持管理を行う。



営農組合による稲の播種作業



わら細工の伝承

#### [平成21年度までの取組目標]

永池集落営農組合の法人化（平成18年9月特定農業法人設立）

営農組合による作業受託の推進

（当初10.8ha目標13.9ha（協定農用地面積の45%以上））

南永小学校と連携した年間を通しての農業体験活動の実施（普通期水稻栽培）

集落営農組織への利用集積（目標3ha（協定農用地面積の10%））